

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和5年			令和4年 3月末累計	対前年比(件)
	3月件数	先月末累計	3月末累計		
全認知件数	35	45	80	77	3
凶悪犯	0	0	0	1	-1
粗暴犯	2	2	4	2	2
窃盗犯	25	26	51	47	4
侵入盗犯	6	3	9	2	7
空き巣	4	0	4	0	4
その他	2	3	5	2	3
乗り物盗	5	10	15	15	0
自転車	5	8	13	13	0
オートバイ	0	1	1	2	-1
自動車	0	1	1	0	1
非侵入窃盗	14	13	27	30	-3
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	2	2	4	5	-1
車上ねらい	0	0	0	4	-4
自動販売機ねらい	0	1	1	0	1
その他	12	10	22	21	1
知能犯	3	10	13	12	1
詐欺	3	10	13	12	1
その他	0	0	0	0	0
風俗犯	1	0	1	1	0
その他の刑法犯	4	7	11	14	-3
占有離脱物横領	0	0	0	0	0

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
  - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
  - ・ 乗り物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
  - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和5年3月末現在(暫定値) 9,970件(前年比 +2,731件、+37.7%)

## 5 警察からのお知らせ

- (1) 令和5年4月から自転車のヘルメット着用が全年齢に対して、努力義務となりました。子供だけでなく、大人もヘルメットを被りましょう。

### 多発する交通事故について

- ☆ 高齢者が関係する交通事故が多発しています。

車の運転に不安を感じている方やそのご家族の方を対象に、安全運転の継続に必要な助言・指導や今後の運転免許の継続等について相談をお伺いします。

### 【安全運転相談ダイヤル】

月曜日～金曜日(土・日・祝・休日を除く)

午前8時30分から11時まで、午後1時から4時まで

TEL #8080(しゃーぷ はればれ)

- ☆ 二輪車事故も全体の34%と高い割合です。

被害軽減対策のためプロテクターの着用を検討して下さい。

- ☆ 県下では、駐車車両に追突する死亡事故が連続発生しました。違法駐車はやめ、やむを得ない場合は、ハザードランプの点灯や、▲表示板を設置し、周囲に存在を知らせましょう。

- (2) 自転車やオートバイには必ずカギを掛けてください。

自宅の敷地内やマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ずカギを掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意してください。

特に、ワイヤー錠等を使って「ダブルロック」をすると、更に効果的です。

- (3) 県警察では今月、管内実態掌握活動強化期間として地域警察官が各家庭を訪問して、巡回連絡活動を実施し、特殊詐欺被害防止や事故に遭わないための情報発信活動を推進しています。巡回連絡活動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目								2		2
	元大橋 2丁目										0
	中野町										0
	若竹町										0
	柏陽								1		1
	鍛冶ヶ谷 1丁目								1	1	2
	鍛冶ヶ谷 2丁目						1			2	3
	鍛冶ヶ谷町		1								1
元大橋・庄戸	上郷町				1				1	6	8
上郷・庄戸	野七里 1丁目									1	1
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目										0
	庄戸 4丁目										0
	庄戸 5丁目										0
	東上郷町										0
	長倉町									2	2
豊田	本郷台 1丁目								1		1
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目								1		1
	本郷台 5丁目										0
	飯島町					1				8	9
	長沼町								1	2	3
合計		0	4	0	1	1	13	0	13	48	80

# 栄区内の火災・救急状況について

資料No. 2

区連会4月定例会資料令和  
5年4月20日  
栄 消 防 署

令和5年3月31日現在

## 火災情報

栄 区 内					
火災発生状況					
年 別	令和5年		令和4年	増△減	
	3月	累計			
件 数	1	3	7	△ 4	
火災種別	建 物	1	2	△ 4	
	林 野	0	0	0	
	車 両	0	0	△ 1	
	船 舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	0	1	0	1
損害	焼損床面積	0	0	65	△ 65
	死 者	0	0	0	0
	焼死等	0	0	0	0
	放火自殺	0	0	0	0
	負 傷 者	1	1	3	△ 2

横 浜 市 内					
火災発生状況					
年 別	令和5年	令和4年	増△減		
件 数	213	182	31		
火災種別	建 物	123	123	0	
	林 野	0	0	0	
	車 両	18	17	1	
	船 舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	72	42	30	
損害	焼損床面積	1,767	1,829	△ 62	
	死 者	4	7	△ 3	
	焼死等	4	6	△ 2	
	放火自殺	0	1	△ 1	
	負 傷 者	28	30	△ 2	

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火（疑い含む）	1	0	1
2	こんろ	1	0	1
3	電気機器	1	2	△ 1
4				
5				

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火（疑い含む）	42	26	16
2	たばこ	36	31	5
3	こんろ	18	15	3
4	配線器具	13	10	3
5	電気機器	11	16	△ 5

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	0	本郷第三地区	1
笠間地区	0	上郷西地区	2
小菅ヶ谷地区	0	上郷東地区	0
本郷中央地区	0	連合未加入	0
合 計		3	

### 【3月中の火災】

1日 建物火災 尾月 2階建て専用住宅内の洗濯乾燥機1基を焼損



# 救急情報

令和5年3月31日現在

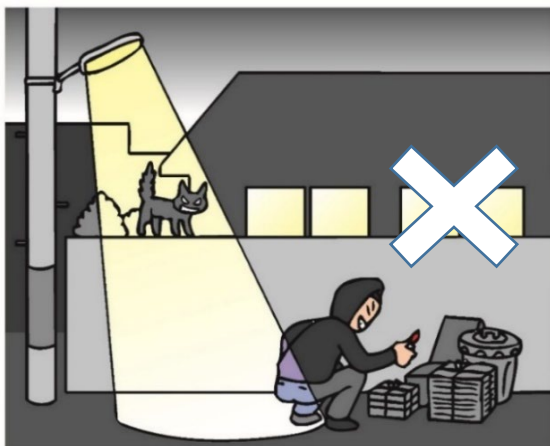
栄区内				
救急状況				
年 別	令和5年		令和4年	増△減
	3月	累計		
件 数	587	1,848	1,840	8
急 病	413	1,359	1,339	20
交通事故	28	51	59	△ 8
一般負傷	124	362	361	1
その他	22	76	81	△ 5

横浜市内				
救急状況				
年 別	令和5年		令和4年	増△減
	3月	累計		
件 数	57,899	57,588		311
急 病	40,821	40,611		210
交通事故	2,037	2,012		25
一般負傷	10,700	10,559		141
その他	4,341	4,406		△ 65

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

## 家の周りを確認！

放火されない、放火させない環境を作りましょう！



- ・家の周りは整理整頓し、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ・ゴミは決められた日時・場所に出しましょう。

- ・家の周りに常夜灯や人感センサーライトを設置しましょう。
- ・物置や車庫は鍵をかけましょう。



## 初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

### 1 申請要件

下記 3 つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

### 2 申請方法

- (1) 受付期間：令和 5 年 4 月 3 日（月）～9 月 29 日（金）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願いします。  
※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

### 3 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合  
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 20 万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合  
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 7 万円を上限とします。

### 4 お問合せ先

栄消防署 総務・予防課 予防担当 TEL 892-0119

#### 初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の 2 種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式  
初期消火器具(可搬式)

## 「よこはま防災 e-パーク」の創設について

時間や場所にとらわれることなく、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」について、市民利用を開始しました。

### 1 利用開始日

令和 5 年 4 月 12 日（水）

### 2 よこはま防災 e-パークの概要

#### (1) 目的

防火、防災、救急に関する知識を学び、市民一人ひとりがいざという時への備えを進めていただくことを目的としています。

#### (2) 学習方法

ウェブサイト上から自由に学習

#### (3) 内容

火災予防や風水害への備え、応急手当などについての動画や確認テストの「一般」、「子ども」、「地域防災」、「事業所」の 4 つのコース

#### (4) 実技講習

一般コースの修了者のうち希望者に対して実技講習を開催します。

ア 実施場所：横浜市民防災センター（神奈川区沢渡 4-7）

イ 実施時期：6 月から毎月 1 回から 2 回程度実施

ウ 予約方法：一般コース終了後、ウェブサイト上（よこはま防災 e-パーク内）から予約

エ 主な内容：消火器の取扱い方法、AED の取扱い方法、水災害体験 など

### 3 御依頼事項

「よこはま防災 e-パーク」について、別添のチラシ（掲示板掲出用）等を活用し、自治会・町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。

「よこはま防災 e-パーク」の動画コンテンツは、火災予防や風水害への備え、応急手当などについて項目ごとに分かりやすく学ぶことができますので、自治会・町内会で行う防災研修等の機会にも是非ご活用ください。

なお、「よこはま防災 e-パーク」をさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の方に対してアンケートを実施します。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願いいたします。

栄消防署総務・予防課 予防担当  
電話/FAX：045-892-0119

自治会・町内会会長各位

日本赤十字社栄区地区委員会  
委員長 堀口 和美

令和 5 年度日赤活動資金募集について（お願い）

平素から赤十字事業に対しては、一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 4 年度は事業推進の基盤である日赤活動資金募集にご協力いただき大変ありがとうございました。本年度も予定額として別紙のとおり募金額を設定させていただきましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、日赤の関係書類等を下記のとおり送付いたしますのでよろしくお取り計らいください。

- (1) 令和 5 年度日赤活動資金予定額一覧表（区全体・地区別）
- (2) 令和 5 年度日赤会員増強運動資材一覧表（地区別）

【募集期間】 5 月 1 日～6 月 30 日

※今年度分の活動資金については令和 5 年 8 月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。

【窓口受付時間】 祝祭日を除く、月～金 午前 9 時～午後 5 時

資材についてのご要望（追加等）がありましたら下記事務局までご一報ください。なお、資材等の余剰分については、貴会で処分していただいてもかまいません。

**※なお、ゆうちょ銀行を利用した現金での払い込みについては、【別紙】をご参照願います。**

事務局：日本赤十字社栄区地区委員会 担当：小沼・根岸  
栄区桂町 279-29（栄区社会福祉協議会内）  
TEL 894-8521 FAX 892-8974

## 令和5年度日赤活動資金目標額

日赤活動資金目標額                      7,736,400    円

単位(円)

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額合計
日赤活動資金	豊田	9,105	1,821,000
	笠間	5,807	1,161,400
	小菅ヶ谷	5,565	1,113,000
	本郷中央	6,499	1,299,800
	本郷第三	4,423	884,600
	上郷西	3,389	677,800
	上郷東	3,220	644,000
	小計	38,008	7,601,600
	その他	事務局	-
合 計		-	7,736,400

※実施期間: 令和5年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和5年1月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

※目標額: 日赤活動資金 対象世帯数 × 200円

令和5年4月20日

自治会・町内会会長各位

社会福祉法人  
横浜市栄区社会福祉協議会  
会 長 田中 健次

令和5年度 区社協協力金について（お願い）

平素から栄区社会福祉協議会事業に対しては、一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年度は地域福祉推進の基盤となる区社協協力金にご協力いただき大変ありがとうございました。本年度も予定額として金額を設定させていただきましたので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

金 額 : 1世帯あたり32円  
地区別依頼額 : 別添「予定額一覧表」のとおり

【募集期間】5月1日～6月30日

※今年度分の活動資金については令和5年8月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。

【窓口受付時間】祝祭日を除く、月～金 午前9時～午後5時  
(日赤活動資金と同時にお預かりさせていただきます。)

**※なお、ゆうちょ銀行を利用した現金での払い込みについては、【別紙】をご参照願ひます。**

事務局：日本赤十字社栄区地区委員会 担当：小沼・根岸  
栄区桂町279-29（栄区社会福祉協議会内）  
TEL 894-8521 FAX 892-8974

## 令和5年度 区社協協力金目標額

区社協協力金目標額                      1,237,824    円

単位(円)

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額合計
区社協協力金	豊田	9,105	291,360
	笠間	5,807	185,824
	小菅ヶ谷	5,565	178,080
	本郷中央	6,499	207,968
	本郷第三	4,423	141,536
	上郷西	3,389	108,448
	上郷東	3,220	103,040
	小計	38,008	1,216,256
	その他	事務局	-
合 計		-	1,237,824

※実施期間: 令和5年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和5年1月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

※目標額: 区社協協力金 対象世帯数 × 32円

# 【別紙】

## ゆうちょ銀行での現金による払込みについて

「日赤活動資金」及び「区社協協力金」のゆうちょ銀行での現金払込みについては、昨年度同様、以下の通り手数料がかかります。

### 1 払込み料金の加算

現金による払込みサービスのご利用 1 件につき、加算料金 110 円を払込人が支払うこととなります。

### 2 硬貨取扱料金の新設

ゆうちょ銀行窓口への硬貨お持込みの場合、枚数に応じた料金がかかります。

・ 1～50 枚	無 料
・ 51～100 枚	550 円
・ 101～500 枚	825 円
・ 501～1,000 枚	1,100 円(1,001 枚以上 500 枚毎に 550 円加算)

**※窓口では、ご入金額以外に、別途振込料金を用意する必要があります。**

義援金等以外、上記 1・2 の料金のお支払いが必要となりますので、ゆうちょ銀行で現金での払込み時には、恐縮ですがご負担をお願いいたします。自治会町内会で募った金額の一部を手数料に活用いただいても結構です。ご入金いただいた金額を「募金・協力金額」とさせていただきます。

なお、区社協窓口へ現金をご持参いただく場合は手数料等の加算金が掛かりませんので、改めてご案内申し上げます。（区社協では、自動小銭選別機を購入済です。）

いろいろとご不便お手数をおかけし誠に恐縮ではございますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事務局：日本赤十字社栄区地区委員会  
(栄区区社会福祉協議会)



令和5年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

豊田地区

(単位:円)

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
1 飯島町内会	2300	2,185	437,000	69,920	506,920
2 富士見台自治会	350	333	66,600	10,656	77,256
3 飯島団地自治会	600	570	114,000	18,240	132,240
4 飯島ひかりが丘自治会	324	308	61,600	9,856	71,456
5 芙蓉台自治会	113	107	21,400	3,424	24,824
6 百合ヶ丘自治会	151	143	28,600	4,576	33,176
7 本郷台自治会	1570	1,492	298,400	47,744	346,144
8 金井町内会	160	152	30,400	4,864	35,264
9 田谷町内会	600	570	114,000	18,240	132,240
10 長尾台町内会	800	760	152,000	24,320	176,320
11 コープ野村戸塚長沼自治会	73	69	13,800	2,208	16,008
12 長沼町内会	1400	1,330	266,000	42,560	308,560
13 栄リバ`ラヒルス`自治会	90	86	17,200	2,752	19,952
14 みどり野ハイツ自治会	179	170	34,000	5,440	39,440
15 かいがら坂ハイツ自治会	100	95	19,000	3,040	22,040
16 ニューシティ`本郷台パークヒルス`自治会	167	159	31,800	5,088	36,888
17 エコヒルス`横浜自治会	196	186	37,200	5,952	43,152
18 ワンダースケープ自治会	411	390	78,000	12,480	90,480
計	9,584	9,105	1,821,000	291,360	2,112,360

※実施期間: 令和5年5月1日~6月30日

※対象世帯数は令和5年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

令和5年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

笠間地区

(単位:円)

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
19 大船パークタウン自治会	161	153	30,600	4,896	35,496
20 笠間上町町内会	200	190	38,000	6,080	44,080
21 笠間山王町内会	160	152	30,400	4,864	35,264
22 笠間町内会	340	323	64,600	10,336	74,936
23 笠間西南町内会	99	94	18,800	3,008	21,808
24 笠間田立町内会	900	855	171,000	27,360	198,360
25 笠間中央町内会	510	485	97,000	15,520	112,520
26 笠間通り町町内会	710	675	135,000	21,600	156,600
27 笠間福住町内会	189	180	36,000	5,760	41,760
28 笠間宮上町内会	183	174	34,800	5,568	40,368
29 笠間余曾根町内会	215	204	40,800	6,528	47,328
30 第2大船パークタウン自治会	307	292	58,400	9,344	67,744
31 第3大船パークタウン自治会	305	290	58,000	9,280	67,280
32 松ヶ丘町内会	212	201	40,200	6,432	46,632
33 ライブタウン大船自治会	126	120	24,000	3,840	27,840
34 ガーデンアソシエ自治会	1494	1,419	283,800	45,408	329,208
計	6,111	5,807	1,161,400	185,824	1,347,224

※実施期間: 令和5年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和5年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

令和5年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

小菅ヶ谷地区

(単位:円)

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
35 市営小菅ヶ谷第2住宅自治会	104	99	19,800	3,168	22,968
36 春日町内会	322	306	61,200	9,792	70,992
37 小菅ヶ谷五月会	83	79	15,800	2,528	18,328
38 小菅ヶ谷第一町内会	1378	1,309	261,800	41,888	303,688
39 小菅ヶ谷町内会	1121	1,065	213,000	34,080	247,080
40 小菅ヶ谷睦会町内会	130	124	24,800	3,968	28,768
41 市営小菅ヶ谷住宅自治会	292	277	55,400	8,864	64,264
42 市営本郷台住宅自治会	237	225	45,000	7,200	52,200
43 本郷台駅前市街地住宅自治会	400	380	76,000	12,160	88,160
44 本郷台中央自治会	304	289	57,800	9,248	67,048
45 大船富士見台自治会	140	133	26,600	4,256	30,856
46 東武本郷台自治会	316	300	60,000	9,600	69,600
47 小菅ヶ谷西谷戸町内会	1030	979	195,800	31,328	227,128
計	5,857	5,565	1,113,000	178,080	1,291,080

※実施期間: 令和5年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和5年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

令和5年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

本郷中央地区

(単位:円)

		世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協力金 目標額@32	目標額合計
49	コープ野村湘南本郷台自治会	198	188	37,600	6,016	43,616
50	コープ野村本郷台自治会	158	150	30,000	4,800	34,800
51	フローラ桂台自治会	375	356	71,200	11,392	82,592
52	朝日平和台自治会	268	255	51,000	8,160	59,160
53	桂台団地自治会	282	268	53,600	8,576	62,176
54	公田町団地自治会	490	466	93,200	14,912	108,112
55	公田ハイツ自治会	209	199	39,800	6,368	46,168
56	椎郷台町内会	76	72	14,400	2,304	16,704
57	湘南ハイツ自治会	605	575	115,000	18,400	133,400
58	桂公田町会	1385	1,316	263,200	42,112	305,312
59	桂台自治会	1000	950	190,000	30,400	220,400
60	湘南桂台自治会	1643	1,561	312,200	49,952	362,152
61	グリーンテラス本郷台自治会	150	143	28,600	4,576	33,176
	計	6,839	6,499	1,299,800	207,968	1,507,768

※実施期間: 令和5年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和5年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

令和5年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

本郷第三地区

(単位:円)

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
62 鍛冶ヶ谷町内会	1570	1,492	298,400	47,744	346,144
63 港南台プリンスハイツ自治会	400	380	76,000	12,160	88,160
64 本郷富士見ヶ丘自治会	250	238	47,600	7,616	55,216
65 元大橋町内会	898	853	170,600	27,296	197,896
66 若竹町内会	400	380	76,000	12,160	88,160
67 若竹山手町会	125	119	23,800	3,808	27,608
68 中野町内会	739	702	140,400	22,464	162,864
69 ラーバン港南台自治会	124	118	23,600	3,776	27,376
70 ローレルスクエア港南台自治会	148	141	28,200	4,512	32,712
計	4,654	4,423	884,600	141,536	1,026,136

※実施期間: 令和4年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和5年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

令和5年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

上郷西地区

(単位:円)

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
71 犬山町会	1200	1,140	228,000	36,480	264,480
72 尾月自治会	386	367	73,400	11,744	85,144
73 上之町内会	770	732	146,400	23,424	169,824
74 亀井町自治会	425	404	80,800	12,928	93,728
75 上郷西ヶ谷団地自治会	326	310	62,000	9,920	71,920
76 上郷西ヶ谷ハイツ自治会	320	304	60,800	9,728	70,528
77 港南台コートハウス自治会	139	132	26,400	4,224	30,624
計	3,566	3,389	677,800	108,448	786,248

※実施期間:令和5年5月1日~6月30日

※対象世帯数は令和5年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

令和5年度 日赤活動資金等依頼額一覧表(地区別)

上郷東地区

(単位:円)権

	世帯数	対象世帯数	日赤活動資金 目標額@200	区社協協力金 目標額@32	目標額合計
78 上郷町内会	720	684	136,800	21,888	158,688
79 庄戸一丁目町会	215	204	40,800	6,528	47,328
80 庄戸二丁目町会	180	171	34,200	5,472	39,672
81 長倉町自治会	197	187	37,400	5,984	43,384
82 上郷ネオホリス自治会	806	766	153,200	24,512	177,712
83 東上郷青葉ヶ丘自治会	237	225	45,000	7,200	52,200
84 上郷台共同住宅自治会	106	101	20,200	3,232	23,432
85 みどりが丘自治会	420	399	79,800	12,768	92,568
86 庄戸三丁目町会	320	304	60,800	9,728	70,528
87 庄戸四丁目町会	188	179	35,800	5,728	41,528
計	3,389	3,220	644,000	103,040	747,040

※実施期間: 令和5年5月1日~6月30日

※対象世帯数は令和5年1月1日の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

GREEN×EXPO 2027 の周知に向けた  
御協力について（依頼）

2027 年、横浜市で初の万博となる<sup>グリーン エクスポ ニーゼロリーナ</sup>GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）が開催されます。GREEN×EXPO 2027 では、圧倒的な花と緑で来場者を魅了するとともに、グリーンイノベーションによる新しい社会の実現を横浜から発信する、世界的な万国博覧会を目指しています。

2027 年の開催に向けて、市民の皆さまと一緒に機運を高めていきたいと考えています。つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆さまへの周知に御協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

- 1 掲出場所について  
自治会町内会掲示板

- 2 問合せ先について  
GREEN×EXPO 2027 に関するお問い合わせは、  
横浜市コールセンター：045-664-2525 もしくは下記担当までお願いします。

## 【参考：GREEN×EXPO 2027 の基本情報】

テーマ	幸せを創る明日の風景～Scenery of the Future for Happiness～
開催期間	2027 年 3 月 19 日（金曜日）～ 9 月 26 日（日曜日）
開催場所	旧上瀬谷通信施設（旭区・瀬谷区）
博覧会識別	A1（最上位）クラス 万国博覧会、かつ、世界最上位クラスの国際園芸博覧会として、開催します。
参加者数	1,500 万人（地域連携や ICT 活用などの多様な参加形態を含む） 有料来場者数：1,000 万人
博覧会区域	約 100ha（内、会場区域 80 ha）
開催者	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

★博覧会の最新情報は、以下ホームページでご確認いただけます。

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

〈裏面あり〉

担当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 河野、岩下  
連絡先：671-4627  
業務メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp



# GREEN×EXPO 2027とは？

A1クラスの  
国際園芸博覧会  
37年ぶりの  
日本開催

2027年に神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催される国際園芸博覧会の略称です。「植物」、「花」、「緑」を総称し、「自然」、「環境にやさしい」という「GREEN」、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせ、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しました。日本では1990年の大阪花の万博以来37年ぶりとなる最上位(A1クラス)での開催で、BIE(博覧会国際事務局)認定の万博でもあります。



「GREEN×EXPO 2027」では、季節ごとに咲き誇る美しい花や緑に彩られた庭園を見たり、世界中の食・文化・ふれあいを五感で楽しんだり、最先端の園芸や農業の技術に触れるなど今までにない様々な世界を体感できます。そして、自然と人をつなげ、自然とともに生きる持続可能で多様な新しい暮らしのモデルを提案・共有します。

テーマ

## 幸せを創る明日の風景

Scenery of the Future for Happiness

風景を彩る庭園



農とのふれあい



五感で楽しむ世界の食体験



コンペティション



多彩な行事



多様な参加者との交流



### 開催概要・開催場所

開催場所

神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)  
※旭区・瀬谷区に位置

開催期間

2027年3月19日(金)～9月26日(日)

博覧会区域

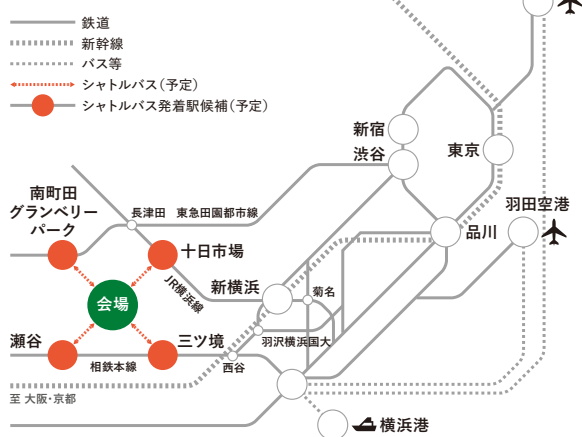
約100ha(内、会場区域 80ha)

Webサイトはこちら

<https://expo2027yokohama.or.jp/>



### 会場までのアクセス



# 令和5年 防災・減災推進研修〈基礎編〉のご案内

地域の防災活動を進めるうえで日頃の疑問や分からないことの解消に参考となる知識を学んでいただく研修です。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

## 1 研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

※各組織から2名まで推薦可能です。  
※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。  
※推薦は任意です。

### 【受講者の声】

☺ こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。



## 2 研修内容（集合）

### （1）「防災・減災推進研修〈基礎編〉」研修カリキュラム

13:00 ～ 14:15	【講義】 「町の防災組織について知ろう」 「関東大震災を振り返りながら、現在の横浜市の防災対策について知ろう」	○「町の防災組織」の役割や地域との連携について学びます。 ○今年で関東大震災から100年を迎え、災害を振り返りながら現在の横浜市の防災対策や自助・共助について学びます。
14:25 ～ 17:00	【グループワーク】 「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」	○発災後、経過時間ごとに、自分のすべき行動、地域で何をすべきか等、議論します。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

### （2）開催日時

【時間】13:00～17:00

日程	場所	定員
7月1日（土）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月3日（月）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月15日（土）	保土ヶ谷公会堂（星川駅）	70名
7月19日（水）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月29日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	60名
8月5日（土）	戸塚区役所（戸塚駅）	60名

### 3 申し込み方法

「防災・減災推進研修<基礎編>」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月5日(月)まで(必着)に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、イマジネーション株式会社に委託しています。

#### ◆「防災・減災推進研修<基礎編>」推薦書(別紙1)

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

### 4 受講者の決定

6月中旬~下旬ごろまでに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承願います。

### 5 自宅学習編のご案内(よこはま防災 e-パーク 地域防災コース)

WEBサイトで横浜市が指定する動画等を視聴し、修了証の発行を希望される方は「防災・減災推進研修<基礎編>」を受講したものとします。下記二次元コードまたはURLより指定のサイトにアクセスしていただくことで、動画の視聴から修了証の発行までご受講いただけます。是非、こちらもご活用ください。

#### ◆研修受講はコチラ

右記ホームページの基礎編(自宅学習編)から、

【研修受講用サイト】に進みます。

横浜市 防災・減災推進研修 検索

サイト内の「地域防災コース」からログインしていただき、ご受講ください。



なお、昨年度と同様にDVD等動画視聴の方法でご受講いただいた方で、修了証発行を希望される場合には、お手数ですが「修了証発行申請書」(別紙2)を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和5年6月5日(月)から令和6年3月20日(水)まで

### 6 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について(申し込みの受付業務を以下に委託しています)

担当：イマジネーション株式会社 電話：045-330-4705

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当：横浜市総務局地域防災課(長谷川、鈴江) 電話：045-671-3456

### 7 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合や悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には、当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。PC・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

<研修に関するホームページはこちら>

横浜市 防災・減災推進研修

検索

<横浜市コールセンター> 045-664-2525(平日・土日祝日いずれも 8:00~21:00)

年 月 日

イマジネーション株式会社 行

自治会・町内会等団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 「防災・減災推進研修〈基礎編〉」推薦書

令和5年の「防災・減災推進研修〈基礎編〉」受講者として、次の方を推薦します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒 _____	
	〒 _____	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月5日（月）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日	【第1回】 7月1日（土） 13:00～17:00	【第2回】 7月3日（月） 13:00～17:00	【第3回】 7月15日（土） 13:00～17:00	【第4回】 7月19日（水） 13:00～17:00
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	保土ケ谷公会堂	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月29日（土） 13:00～17:00	【第6回】 8月5日（土） 13:00～17:00		
場所	青葉区役所	戸塚区役所		
受講可能日				

（お住まいの地域の類型）あてはまる類型に○をしてください。

<input type="checkbox"/>	① 戸建て中心
<input type="checkbox"/>	② マンション等の集合住宅中心
<input type="checkbox"/>	③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市民個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp



令和 年 月 日

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 「防災・減災推進研修〈基礎編〉」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修〈基礎編〉」の修了証の発行を申請します。

氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震プレーカー（約8分）	
町の防災組織の取り組み（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

※組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおりと」と記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

閲覧した動画に  
チェック（✓）

【動画の案内】下記横浜市ホームページの掲載動画より閲覧をお願いします。

ウェブサイトURL

横浜市 防災・減災推進研修

検索

二次元コード



【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（長谷川・鈴江）

TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

メール：so-gensai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階





# 令和5年 防災・減災推進研修〈支援編〉のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

## 1 実施方法

- (1) 対象・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・1地域につき、1日1時間半～3時間程度
- (3) 日時・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
- (4) 場所・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

## 2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等）	60分

## 3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができる
- 研修実施場所を確保することができる

## 4 お申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて**6月5日(月)まで(必着)**に以下へお申し込みください。また、支援編の申込に関するご相談も下記担当までご連絡ください。

【申込先】郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階 長谷川・鈴江宛  
FAX：045-641-1677  
メール：so-gensai@city.yokohama.jp  
※電話でのお申し込みは受付しておりません。

【問合せ先】総務局地域防災課 長谷川・鈴江（TEL：045-671-3456）※問合せはメールも可

## 5 研修受講の決定

研修受講の決定を、アドバイザーから申請者あてに**7月中旬頃**お伝えします。研修内容については申請者宛に調整させていただきます。また、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整することがあります。

希望する地域が多数の場合、今年度の派遣を見送りさせていただくことがありますので予めご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症対策について、国等の方針に基づき、研修開催時に感染症対策の実施をお願いする可能性があります。



総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

## 防 災 ・ 減 災 推 進 研 修 &lt; 支 援 編 &gt; 申 請 書

令和5年防災・減災推進研修&lt;支援編&gt;について申請します。

## 地域の状況

【住居形態】 戸建て 共同住宅 混在【防災活動状況】 防災活動を実施している 実施していない

実施している場合の活動例 ( \_\_\_\_\_ )

【防災組織体制】 構築されている 構築されていない

研修プログラム ②～⑤で希望するものにチェックしてください(3つまで選択可)。

プログラム	所要時間	<input checked="" type="checkbox"/>
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え (自助・共助の取組)	30分	<input checked="" type="checkbox"/>
② 風水害への備え (マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
③ 地震火災への備え (地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等)	30分～60分	<input type="checkbox"/>
④ マンション防災	60分	<input type="checkbox"/>
⑤ グループワーク (災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等)	60分	<input type="checkbox"/>

## 希望日

第1希望 ( \_\_\_\_\_ ) 第2希望 ( \_\_\_\_\_ ) 第3希望 ( \_\_\_\_\_ )

※派遣期間は令和5年8月7日～令和6年3月31日です。可能な限り、複数の希望日をご記入ください。

※申込状況をふまえて派遣日を調整させていただきます。

希望時間 1時間～1時間半 2時間～2時間半 3時間

※①を含め、希望するプログラムの最大所要時間を確保するようにお願いします。

実施場所 ( \_\_\_\_\_ )

※実施場所の確保をお願いします。また、可能な限り住所や施設名(例:●●自治会館)もご記入ください。

参加者数 ( \_\_\_\_\_ ) 人 ※原則5名以上の参加をお願いします。

自由記入欄 (地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。)

同意事項 (右の□にレ点チェックをしてください。)

申し込みにあたって、派遣日及び研修内容の調整をするために、氏名や連絡先など申請書に記載した情報を、研修アドバイザーへ提供することに同意します。



研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整や研修の中止等、連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。



# 横浜市からのお知らせ

令和5年度  
年間  
300件

## 家具転倒防止器具の 取付けを代行します！

申込期間 令和5年5月1日～令和6年1月31日



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和5年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため  
転倒防止器具の取付けを無料代行します。  
(器具代は申請者のご負担となります。)

### 対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
  - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
  - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
  - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
  - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

### 注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

↓ 折り線①

2 3 1 8 7 9 0  
0 0 3



横浜市中央区北仲通四丁目40  
商工中金横浜ビル5階  
一般社団法人  
横浜市建築士事務所協会  
行

↑ 折り線③

↓ 折り線④

↑ 折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。

## 申込方法

### 郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。  
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

### 電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

●電子申請QRコード



### 申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時  
※8月14日から16日及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

#### 申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

#### 利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

#### 訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

#### 調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

#### 取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2（第4条）

（整理番号） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

## 家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒 _____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

#### 【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

#### 【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

## 栄区防災計画（震災対策編）の改訂について（報告）

## 1 趣旨

横浜市防災計画震災対策編改訂（令和3年5月）に伴い、栄区防災計画（震災対策編）においても令和5年4月1日付けで改訂を行いましたので、ご報告いたします。

これまで各区の防災計画は区によって様々な内容になっていましたが、市内で整合性を図られた内容に改訂いたしました。

## 2 これまでの防災計画からの主な修正点

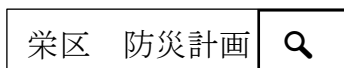
- (1) これまでは各区独自の形態で防災計画を策定しておりましたが、全区統一のひな型に則した内容に変更しました。
- (2) 「公助編」・「自助・共助編」の2編で構成されていた計画を一つの計画にまとめました。

## 3 ひな型からの主な変更点

- (1) 災害時情報伝達用の防災スピーカーについて記載
- (2) 地域避難所について掲載

## 4 防災計画の確認方法

栄区のホームページでご確認ください。



## 5 備考

栄区防災計画（震災対策編）の改訂については6月22日開催予定の栄区災害対策連絡協議会において、報告いたします。

担当 総務課防災担当  
武内、芦葉

TEL：894-8312

FAX：895-2260

Email：sa-bousai@city.yokohama.jp

## 令和5年度栄区防災出前講座の実施について

栄区では区民の皆様には防災に関する情報をお届けするため、防災出前講座を実施しています。皆様の防災に関して知りたいことをお伝えしたいと考えておりますので、ぜひお申し込みください。



### 1 出前講座内容

	題名	詳細
1	やってみると簡単で便利！ スマートフォン等を使用した 防災情報の入手について	避難情報や大雨などの防災情報がスマホに届く 防災 E メールや防災アプリを紹介します。 面倒だと思いがちな登録も一緒に実施します。
2	風水害に備えよう！ ハザードマップとマイタイムライン 作成について	自分の地域は大雨時にどのような危険があるの かマップで確認します。危険に備えた自分の 避難行動計画（マイタイムライン）も作成します。
3	地域で助け合う！ 災害時要援護者の支援について	障害のある方や高齢者の方などが災害時に支 援を必要とすることについてお伝えし、地域が主 体となった支援の必要性についてお話します。
4	その他	災害時の備えなど防災全般について、ご要望が あれば内容はご相談ください。

### 2 申し込み方法

メールまたは FAX で下記の「防災出前講座申込書」を送付し申し込みください。

直接電話でも受け付けております。

申込書 「防災出前講座申込書」🔍 [栄区 防災出前講座](#) ←こちらで検索してください

メールアドレス [sa-bosai@city.yokohama.jp](mailto:sa-bosai@city.yokohama.jp) FAX 045-895-2260

電話番号 045-894-8312

### 3 その他、防災に関する情報について

#### (1) 自宅で活用できる防災資料について

##### ア【あなたの防災が変わる 栄区防災動画】

災害時の情報の入手方法について栄区のホームページで紹介します。

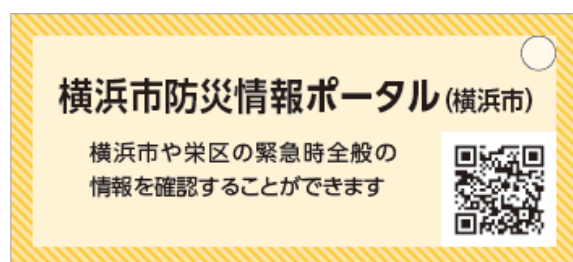
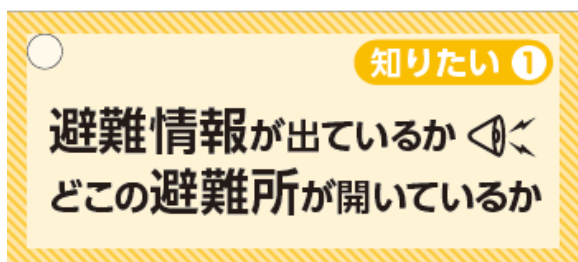
インターネットなどを使って、簡単に有効な情報を手に入れましょう。

🔍 [栄区 防災動画](#) ←こちらで検索してください！



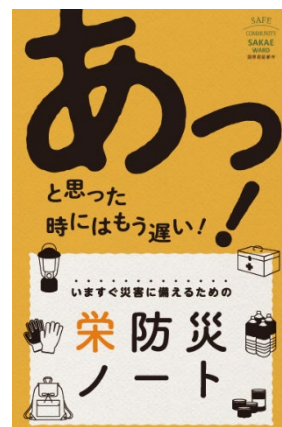
### イ【災害が起きたとき知りたいことにつながるカード】

災害時に「知りたいこと」（避難情報、河川の水位の情報、雨雲の動きなど）を、簡単な操作で携帯電話やスマートフォンを使って確認できるようにしたカードを作成しました。  
区役所の総務課窓口（41番）で配布しています。



### ウ【栄防災ノート】

いまずぐ災害に備えるために必要な備蓄品や避難場所を確認でき、自分に必要なこと書き込めるノートです。  
区役所の総務課窓口（41番）等で配布しています。



### (2) 展示用防災物品の貸し出しについて

地域で展示等したいときに防災物品を貸し出します。

物品	用途
家具転倒防止器具 耐震ジェルマット	地震の際に家具やテレビなどが倒れることを防止
感電ブレーカー（簡易タイプ）	地震の際に電気火災の発生を防止
窓ガラス飛散防止フィルム	地震や風水害時に窓ガラスが飛散して割れることを防止

### 担当

- ・区内の防災全般について  
総務課 芦葉 武内 894-8312
- ・災害時要援護者支援について  
福祉保健課 川村 894-6962

## 防災スピーカーからの試験放送の実施について

### 1 Jアラート（全国瞬時警報システム）試験放送の実施について

例年、総務省消防庁等が地震・津波などの災害時等に備え、Jアラート※（全国瞬時警報システム）を用いて、試験情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、情報伝達試験を実施しております。

下記の日時で、試験の実施が予定されております。試験実施の際は、区内に設置されたスピーカーよりチャイムや試験放送メッセージが流れますので、ご承知おきください。

※Jアラートとは、緊急地震速報、津波情報、武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

### 2 実施日時

- (1) 令和 5 年 6 月 7 日（水）午前 11 時 00 分頃
- (2) 令和 5 年 8 月 23 日（水）午前 11 時 00 分頃
- (3) 令和 5 年 11 月 15 日（水）午前 11 時 00 分頃
- (4) 令和 6 年 2 月 9 日（金）午前 11 時 00 分頃

※災害等により試験放送を中止する場合には、横浜市防災スピーカーのホームページ等でお知らせします。

### 3 区内スピーカー設置場所

#### (1) 防災スピーカー

飯島小学校、小菅ヶ谷小学校、笠間小学校、桜井小学校、庄戸小学校、栄区役所桂台中学校、埋蔵文化財センター（旧野七里小学校）、上郷小学校、小山台小学校、公田小学校

#### (2) 栄区水害対策用スピーカー

長尾台町内会館、笠間通り町町内会館、飯島町内会館、飯島跨線橋、田谷地区御霊神社長沼町第三公園、金井町内会館

#### 問合せ先

- ・防災スピーカーに関すること  
総務局緊急対策課システム担当 671-3458
- ・区内の防災に関すること  
栄区総務課危機管理・地域防災担当 894-8312

## 新型コロナワクチン「令和5年春開始接種」について

令和5年5月8日（月）から、新たに新型コロナワクチン接種「令和5年春開始接種」が始まりますので、お知らせします。

### 1 接種対象等

#### (1) 接種対象者

初回接種<sup>※1</sup>を完了し、前回接種後3か月以上経過した以下の方

- ① 65歳以上の方
- ② 基礎疾患を有する方<sup>※2</sup>、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（5～64歳）
- ③ 医療従事者、介護施設従事者等

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※2 該当する基礎疾患は、4/7記者発表資料の別紙「1.基礎疾患の対象者」をご参照ください。

#### (2) 使用するワクチンの種類

- ・オミクロン株対応2価ワクチン
- ・武田社ワクチン（ノババックス）（従来株）

※ 5～11歳の方は、5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用します。

### 2 接種場所

市内の医療機関（個別接種）

※ 集団接種会場は設置しません。

### 3 接種開始日

令和5年5月8日（月）

### 4 接種券

- (1) 「オミクロン株対応ワクチンを1回接種済の方」または、「令和4年11月8日以降に武田社ワクチン（ノババックス）を接種済の方」

令和5年4月24日（月）から順次、新しい接種券を発送します。

※ 令和5年春開始接種を受けない、または対象とならない場合、今回発送する接種券は、9月以降に実施予定の令和5年秋開始接種で必要となりますので、大切に保管してください。

- (2) 現在、接種券がお手元にある方

接種対象者であれば、お手元の未利用の接種券（※）を使って接種可能です。

※ 既に封書でお届けしている未利用の接種券（3回目（緑）、4回目（ピンク）、5回目（紫））の使用が可能です。



## 5 予約方法・予約支援等

(1) 医療機関へ直接予約をする場合  
かかりつけ医へ相談、または個別通知に同封の医療機関一覧（区ごと）を参照していただき、ご予約ください。

(2) 市の予約システムを利用して予約する場合

【予約開始日時】 令和5年4月26日（水） 午前9時～

【予約方法】

- 市予約専用サイト（web）、市LINE公式アカウント、予約センター（電話）、
- FAX 予約（耳の不自由な方）、
- 予約代行（郵便局：市内302局予定、区役所ワクチン相談員）

### 【参考】「令和5年秋開始接種」について

- 令和5年9月～12月には、「令和5年秋開始接種」を実施する予定です。
- 初回接種を終了した5歳以上のすべての方が対象で、1回接種が可能です。
- 高齢者等の重症化リスクの高い方等については、今回の「令和5年春開始接種」とは別に、「令和5年秋開始接種」でさらに1回接種が受けられます。
- 使用するワクチンは、今後検討の上、国が決定します。決まり次第、お知らせします。

**【注意】** 令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）は、令和5年5月7日で終了します。令和4年秋開始接種を受けていない方は、終了までに接種を終えるよう、早めの接種をご検討ください。

### お問合せ先

#### 【ワクチン接種全般について】

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター Tel：0120-045-070

#### 【本資料について】

医療局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 Tel：045-671-4841

## 新型コロナワクチン「令和5年春開始接種」の開始について

国の通知(令和5年3月7日付け厚生労働省事務連絡)に基づき、「令和5年春開始接種」を開始します。

※ 今後、国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。

### 1 接種対象等(3月15日に記者発表済み)

#### (1) 接種対象者

初回接種<sup>\*1</sup>を完了し、前回接種後3か月以上経過した以下の方

- ① 65歳以上の方
- ② 基礎疾患を有する方<sup>\*2</sup>、その他重症化リスクが高いと医師が認める方(5～64歳)
- ③ 医療従事者、介護施設従事者等(予防接種法の努力義務適用外)

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※2 該当する基礎疾患は、別紙「1.基礎疾患の対象者」をご参照ください。

#### 対象者数

約109万人(令和5年2月28日時点)

【内訳】①65歳以上の方:約87.6万人

②基礎疾患を有する方+③医療従事者、介護施設従事者等 約21万人(推計)

#### (2) 使用するワクチン

- ・オミクロン株対応2価ワクチン
- ・武田社ワクチン(ノババックス)(従来株)

※ 5～11歳の方は、5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用

### 2 接種体制

市内の医療機関(個別接種)

- ※ 集団接種会場は設置しません。
- ※ 施設接種は施設入所者等を対象に実施します。

### 3 接種開始日(3月15日に記者発表済み)

令和5年5月8日(月)

#### 4 個別通知（接種券）

12歳以上の方の個別通知（接種券）の取扱いは、次のとおりです。

※ 5～11歳の方の個別通知（接種券）については、3月10日に記者発表済みです。

- (1) 「オミクロン株対応ワクチンを1回接種済の方」または、  
「令和4年11月8日以降に武田社ワクチン（ノバボックス）を接種済の方」  
**令和5年4月24日（月）から順次、新しい接種券を発送します。**

※ 詳細は、別紙の「2. 個別通知の発送スケジュール」を参照ください。

※ 令和5年春開始接種を受けない、または対象とならない場合、今回発送する接種券は、9月以降に実施予定の令和5年秋開始接種で必要となりますので、大切に保管してください。

- (2) 現在、接種券がお手元にある方

接種対象者であれば、お手元の未利用の接種券（※）を使って接種可能です。

※ 既に封書でお届けしている未利用の接種券（3回目（緑）、4回目（ピンク）、5回目（紫））の使用が可能です。小児（5～11歳）はオレンジ色の券です。

#### 5 予約方法・予約支援等

- (1) 医療機関へ直接予約をする場合

かかりつけ医へ相談、または個別通知に同封の医療機関一覧（区ごと）を参照していただき、ご予約ください。

- (2) 市の予約システムを利用して予約する場合

**【予約開始日時】 令和5年4月26日（水） 午前9時～**

**【予約方法】**

**ア 市予約専用サイト(Web) 【推奨】**

URL: <https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama> (24時間受付可)



**イ 市公式LINE**

「横浜市LINE公式アカウント」を友だち登録

※ LINEから予約アカウント情報を登録すると、予約専用サイト(Web)で予約できなくなります。



**ウ 予約センター（電話）**

電話番号：0120-045-112

（受付時間：午前9時～午後7時 土・日、祝・休日も実施）

**エ FAX（耳の不自由な方でインターネットでの予約ができない方専用）**

FAX番号：045-550-4226

（受付時間：月～金曜日（土・日、祝・休日を除く）午前9時～午後7時）

**オ 予約代行（郵便局・区役所ワクチン相談員）**

パソコンやスマートフォン等をお持ちでないなど、インターネット（Web・LINE）での予約が困難な方を対象に、**市内郵便局**（一部を除く）や、**区役所ワクチン相談員**による予約代行を実施します。予約の際は、個別通知（接種券）をご用意ください。

※ 予約代行は、市が予約を受け付ける医療機関のみ受け付けます。

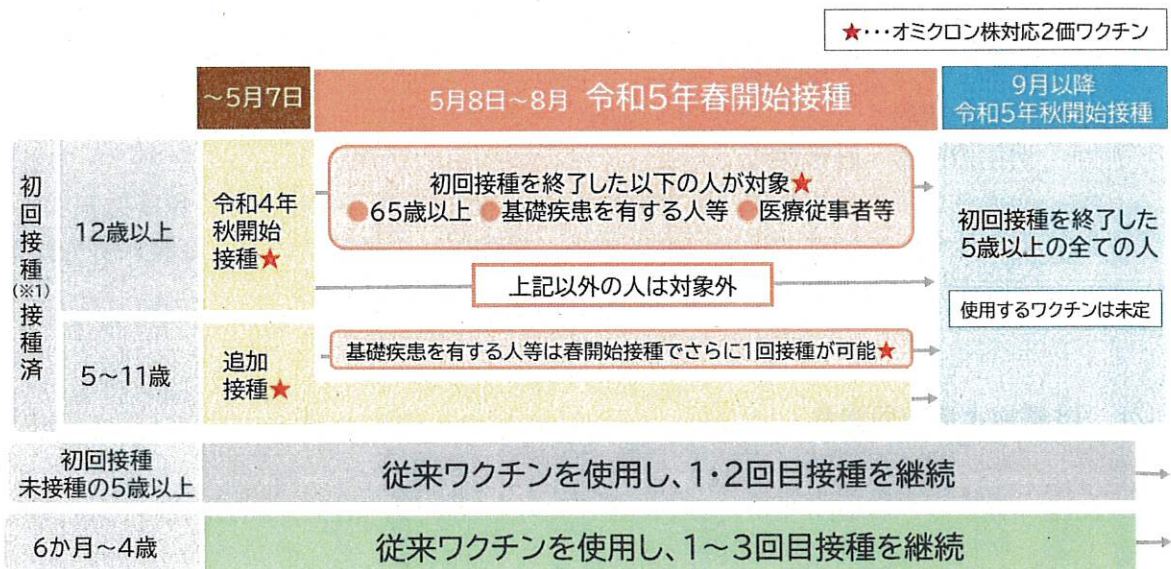
※ 詳細は、別紙「4. 予約代行」をご参照ください。



【参考】令和5年度の新型コロナワクチン接種について

- 令和5年秋開始接種(令和5年9月～12月)  
追加接種可能な全ての年齢の方を対象として1回接種
- 令和5年春開始接種(令和5年5月8日～8月)  
高齢者等の重症化リスクの高い方等については、「令和5年秋開始接種」とは別に、5月8日から開始する「令和5年春開始接種」で、さらに1回接種が受けられます。

※初回接種を完了した基礎疾患がない5～11歳の方が、まだオミクロン株対応2価ワクチンを1回も接種していない場合は、「令和4年秋開始接種」として、令和5年8月末までに1回接種できます。



出典：広報よこはま 2023年4月号

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

**【注意】**令和4年秋開始接種(オミクロン株対応ワクチン接種)は、令和5年5月7日で終了します。令和4年秋開始接種を受けていない方は、終了までに接種を終えるよう、早めの接種をご検討ください。

お問合せ先

- |           |                              |                  |
|-----------|------------------------------|------------------|
| 1、3、5(2)エ | 医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 三室 直樹  | Tel 045-671-4841 |
| 2、5(1)    | 医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 山村 太郎  | Tel 045-671-4841 |
| 4、5(2)ウ、オ | 医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 藤塚 万里子 | Tel 045-671-4841 |
| 5(2)ア、イ   | 医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 奥津 直臣  | Tel 045-671-4841 |

## 1. 基礎疾患の対象者

### (1) 18歳未満の方の場合

以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ア 慢性呼吸器疾患
- イ 慢性心疾患
- ウ 慢性腎疾患
- エ 神経疾患・神経筋疾患
- オ 血液疾患
- カ 糖尿病・代謝性疾患
- キ 悪性腫瘍
- ク 関節リウマチ・膠原病
- ケ 内分泌疾患
- コ 消化器疾患・肝疾患等
- サ 先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- シ その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）

### (2) 18歳以上の方の場合

ア 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

イ 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方



2. 個別通知(オミクロン株対応ワクチンによる4回目、5回目、6回目の接種券)の  
発送スケジュール(目安)

発送時期(目安)	年齢	発送する 接種券の回数	オミクロン株対応ワクチンの 前回接種日
令和5年4月24日 (月)	18歳以上	6回目	～令和4年12月31日
令和5年4月28日 (金)	18歳以上	6回目	令和5年1月1日～2月25日
	12歳以上	5回目	～令和4年10月31日
	64歳以下	4回目	
	65歳以上	5回目	～令和5年2月25日
4回目			
令和5年5月8日 (月)	18歳以上	6回目	令和5年2月26日～3月1日
	12歳以上	5回目	令和4年11月1日
	64歳以下	4回目	～令和5年3月1日
	65歳以上	5回目	令和5年2月26日～3月1日
4回目			

※ 令和5年3月2日以降に前回のワクチンを接種した方は、5月15日(月)週以降に、前回接種から3か月が経過する3週間前を目安に順次発送します。

※ 前回の接種を受けた日は、接種券用紙の右下の「予防接種済証(臨時)」で、ご確認ください。

※ ワクチン接種記録システム(VRS)に接種情報が登録されていない場合、接種券が発送できません。また、発送日の直前に登録されるなど、登録のタイミングによっては発送が遅れる場合があります。発送予定日から1週間以上過ぎても個別通知が届かない場合は、恐れ入りますが、発行の申請をお願いします。

3. 接種券を紛失・破棄した場合の接種方法

原則、接種券を再発行して、接種していただきます。

【再発行申請方法】(電子申請、郵送申請、コールセンター)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoyobosesshu/vaccine/saihakkou.html>

※ 詳細は、URLをご参照ください。

※ 申請から接種券の発送まで10営業日(土・日、祝・休日を除く)程度かかります。なお、申請が集中したときは、それ以上にお時間をいただくことがありますので、予めご承知おきください。

#### 4. 予約代行

##### ① 郵便局(予約代行)

受付開始日	令和5年4月26日(水)～7月31日(月) ※土・日、祝・休日を除く
受付時間	午前9時から午後5時まで※1
受付場所	市内郵便局(一部を除く)302か所※2
備考	予約代行のみを行い、相談等はお受けできませんのでご注意ください。 事前予約は不要ですが、窓口が混み合う場合があります。

※1 商業施設内の郵便局等、一部郵便局では受付日・受付時間が異なる場合があります。

※2 次の4か所では予約の代行は行いません。

- ・神奈川郵便局(神奈川区)
- ・椿ヶ丘簡易郵便局(金沢区)
- ・横浜市大附属病院内簡易郵便局(金沢区)
- ・横浜卸本町簡易郵便局(瀬谷区)

##### ② 区役所ワクチン相談員(予約代行)

受付開始日	令和5年4月26日(水)～ ※土・日、祝・休日を除く (令和5年春開始接種以外の予約代行等は現在も対応しています)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	18区全ての区役所
備考	予約代行のほか、直接予約を受け付ける医療機関への予約サポート、接種証明など、ワクチン接種に関する幅広いご相談に対応します。 事前予約は不要ですが、窓口が混み合う場合があります。



栄区には花と緑がきれいな場所が他にもあります。その一部を紹介します。

上郷地区センター

当館で活動するサークルが丹精込めてお手入れしている西花壇です。1階フリースペースのガラス越しにゆっくりとご覧ください。

住所：栄区上郷町 1173-5  
 電話：045-892-8000  
 開館時間：月～土 9:00～21:00、日・祝 9:00～17:00  
 休館日：毎月第4火曜日（祝日、振替休日にあたるときはその翌日）  
 年末年始（12月28日～1月4日）  
 行き方：JR港南台駅から 神奈中バス「上郷ネオポリス」行ほか「中島」又は「西ヶ谷入口」下車 徒歩5分  
 JR大船駅から 神奈中バス「金沢八景駅」行「中島」下車 徒歩5分



いたち川沿い

いたち川沿いは、緑が多く、たくさんの桜やイチゴウ、花があります。ゆっくり散策して、お気に入りの場所を探してみませんか？また、毎年3月下旬から4月上旬には区役所近くのいたち川沿いの桜のライトアップを実施していて、昼間と違った雰囲気の花も楽しめます。



花木や花壇などがきれいな公園

- 1 笠間三丁目公園  
 笠間三丁目44 神奈中・江ノ電バス「岩井口」より徒歩10分  
 ミミザヤブラシノキ、ライラックなど珍しい花木が多い公園です。
- 2 飯島町第一公園  
 飯島町1879-3 江ノ電バス「小菅ヶ谷町」より徒歩3分  
 四季折々の花が楽しめる花壇があります。
- 3 飯島わんわん池公園  
 飯島町2908-2 江ノ電バス「飯島上町」より徒歩4分  
 栄区の中では、最も大きな湧水を利用した池が中心となっています。初夏はスイレンが見ごろです。
- 4 本郷台四丁目第二公園  
 本郷台四丁目41 江ノ電バス「小菅ヶ谷小学校前」バス停すぐ  
 広々とした空間が広がり、多くの子どもたちが遊んでいます。桜もきれいです。



- 5 荒井沢公園  
 公田町971-90 神奈中バス「荒井沢公園前」バス停すぐ  
 入口を中心に花壇があり、バスを待つ人もいろいろな花を楽しむことができます。
- 6 中野町福荷公園  
 中野町1109-28 神奈中バス「本郷小学校前」より徒歩2分  
 春には公園を囲むように植えられている桜が美しく咲き、5月にはフジもきれいです。
- 7 本郷ふじやま公園  
 中野町56-1 神奈中バス「本郷」より徒歩1分  
 緑豊かな自然が残る山道があり、紅葉や散策を楽しむことができます。
- 8 いの山南公園  
 犬山町45 神奈中バス「犬山」より徒歩1分  
 公園のあちこちに作られた花壇を楽しめます。
- 9 上之公園  
 上之町38 神奈中バス「犬山南」より徒歩2分  
 手入れの行き届いた地域の方に大切にされている公園です。5月にはフジも美しく咲きます。

栄区の公園へ行こう 検索

横浜の花と緑をPRする  
 マスコットキャラクター  
 「ガーデンベア」



© ITOON/GN

栄区の花と緑を巡ろう

2023

栄区には、花や緑が魅力的な場所がいっぱい！  
 その一部を紹介するよ。みなさん、是非いろいろ巡ってね。



栄区いたち川マスコット  
 タッチーくん

Map of Arai Ward showing various open garden events:

- 小山台オープンガーデン 5月20日④
- 風の丘オープンガーデン 5月19日⑤・20日⑥
- 桂台地区オープンガーデン 5月13日⑦・14日⑧
- 上郷ネオポリス&SDGs推進のまちオープンガーデン 5月13日⑨・14日⑩

Map includes details for each event, such as page numbers for more information and specific locations like 大船駅, 北庭産院, and 上郷地区センター.

- ①の番号は9ページ「区の木「サクラ」がきれいな公園」をご覧ください。
- ②の番号は10ページ「区の木「カツラ」のある公園」をご覧ください。
- ③の番号は裏表紙「花木や花壇がきれいな公園」をご覧ください。

☆掲載情報は現時点での予定です。荒天や新型コロナウイルス感染症への対応等により、やむを得ず掲載内容に変更が生じる場合があります。  
 ☆掲載場所の紹介文及び写真は作り手の皆様からご提供いただいたものです。



# 小山台オープンガーデン

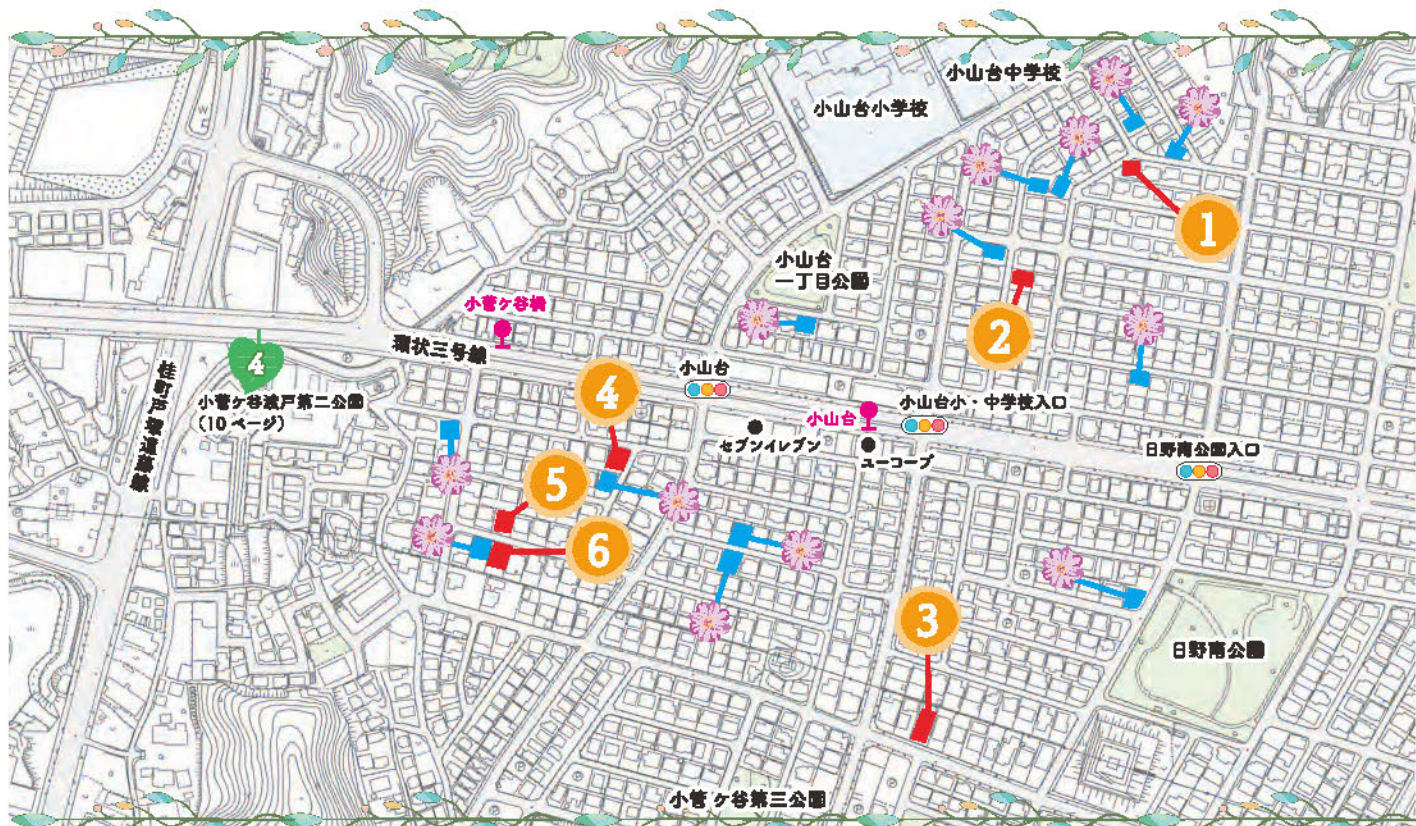
5月20日(土)



「こんなお庭にしたい!」という思いは多種多様です。お花が咲きほこったり...緑が一面だったり...それぞれの工夫やこだわりポイントを是非お楽しみください。



JR港南台駅から 神奈中バス「本郷台行(138)」 「小山台」下車  
 JR本郷台駅から 神奈中バス「港南台行(138)」・「上大岡駅行(139)」 「小菅ヶ谷橋」・「小山台」下車



【横浜市地形図複製承認番号 令4建都計第9029号】「横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)」により作成

アイコンで表しています。 1-6 オープンガーデン会場  
 とおりみちガーデン (敷地内見学不可)

会場を訪れる前に、必ず2ページの「オープンガーデンをお楽しみいただくための注意事項」をお読みください。

## 1 種蒔いて四季折々の花咲く庭



花の種を蒔いて育てるのが大好き。花壇や小道も手作りです。フェンスにはバラなど色々な植物が...

## 2 バラの咲くmy natural garden



木々に囲まれた小さな森の中にかわいく咲く色とりどりのバラや初夏を感じさせる小花。

## 3 桜と陶器のあるガーデン



桜の木が庭の中央にありそこから広がる草花と陶器のオブジェを楽しんでほしいです。

## 4 素人感ミエエ手作りガーデン



レンガを砕いたり、ガーデン用石頭、枕木を駆使し、作り上げた手作り感満載の庭です。

## 5 野菜やお花を育てて地域交流



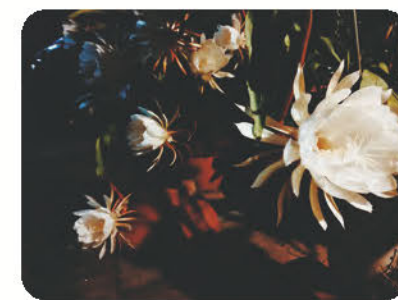
土地をお借りして近所の人たちと野菜やお花を育てています。

## 6 風吹かれる木立の庭



果樹や落葉樹が季節ごとに庭の趣きを変えています。

## とおりみちガーデン 通り道に季節の花々がみなさまをお出迎え。心がホッコリします。



とおりみちガーデンのお宅にて年に一晩だけ咲く「月下美人」を近所の皆さんと鑑賞しました。

小山台ではお庭を通して趣的交流が生まれています。お互い刺激をもらったり、種や苗を交換したり。オープンガーデンに参加するしないに関わらず一緒に語り合いませんか?

## オープンガーデンをお楽しみいただくための注意事項

- 開催時間は10:00~16:00です。
- お車でのご来場はご遠慮ください。
- オープンガーデンを実施しているお庭は「オープンガーデン開催中」のフラッグが目印です。
- 「とおりみちガーデン」のフラッグが掲示してあるお庭は、敷地には立ち入ることができません。道路から楽しんでください。
- 写真撮影は可能ですが、庭主にひと言お声掛けのうえ行ってください。
- 許可なく植物、その他のものを持ち帰らないでください。
- お飲み物は各自で必ず持参してください。
- ごみはお持ち帰りください。
- 見学中歩きながらの飲食はご遠慮ください。
- トイレは公共施設又はトイレマークのある会場で借りてください。
- 近隣の方の迷惑にならないよう、静かに鑑賞してください。
- プライベートガーデンです。マナー違反や失礼のないように鑑賞してください。
- 作り手の思いに寄り添って鑑賞していただくようお願いいたします。

- さらに安心して楽しんでいただくために...
- おでかけの前に、体温・体調をご確認ください。  
 ※発熱やせきなどの症状がある場合は、ご来場をご遠慮ください。
  - 見学の際は、他の方とできるだけ間隔をあげてください。
  - こまめな手洗い、手指の消毒をお心がけください。

敷地内見学可能(フラッグ)



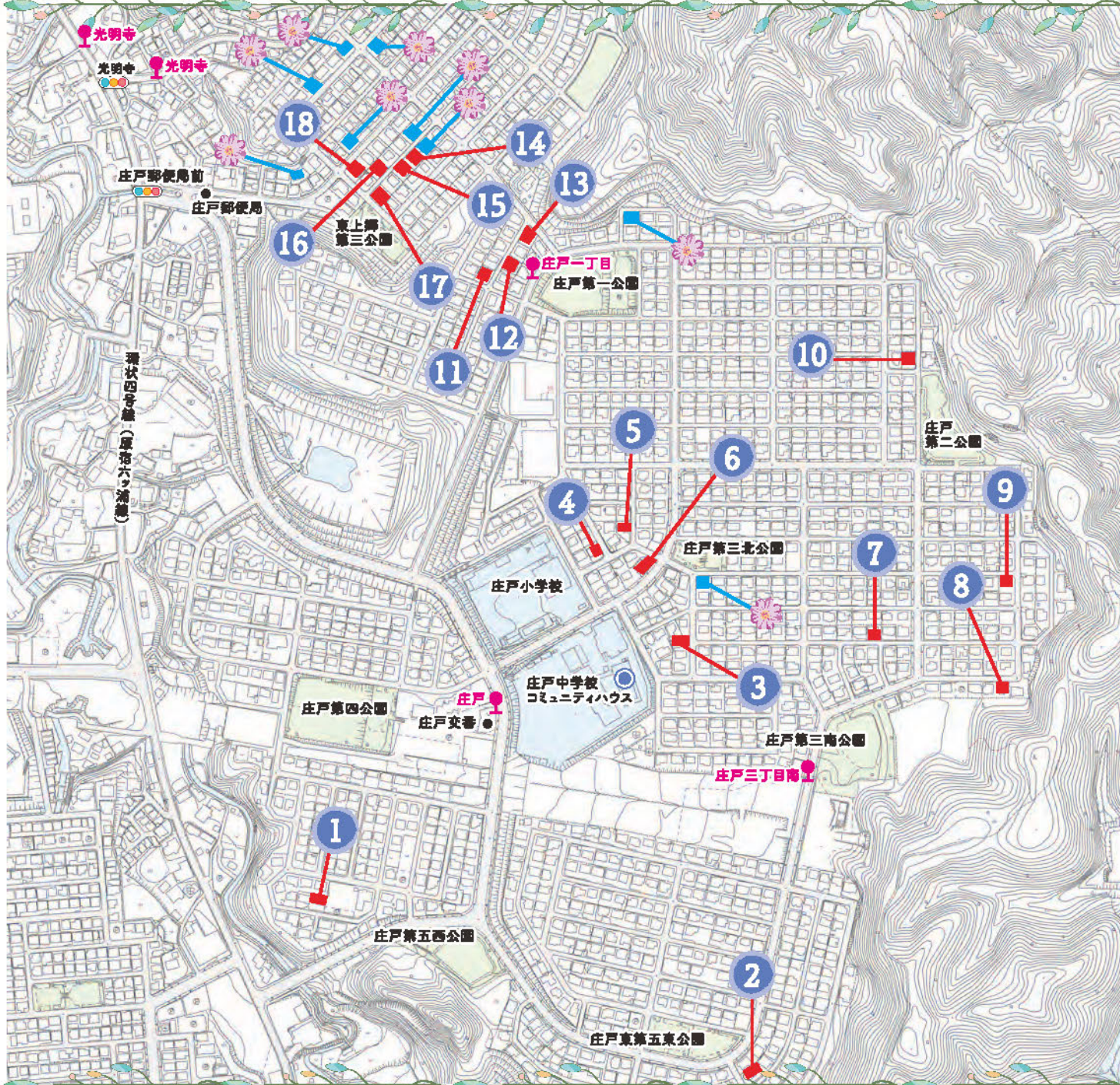
敷地内見学不可(フラッグ)





**見どころ** 自然豊かで閑静な住宅街の個性豊かなプライベートガーデン、とおりみちガーデンをごゆっくりお楽しみください。

**行き方** JR大船駅(笠間口)から 神奈中バス「金沢八景行(船08)」・「みどりが丘東行(船09)」「光明寺」下車  
 JR港南台駅から 神奈中バス「庄戸循環(港55)」 「光明寺」・「庄戸」・「庄戸三丁目南」・「庄戸一丁目」下車



【横浜市地形図複製承認番号 令4建都計第9029号】「横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)」により作成

- 1 SDGsなEnglish Garden**  
  
 薬剤を使わず、台所から出る生ゴミを肥料として花々を育てています。雨水タンクも利用し、持続可能な庭造りを目指しています。
- 2 溢れる花の庭**  
  
 庭面にコンテナの中で色とりどりの花が咲き誇っています。コンテナの数?分かりません。この地に転居し「花が友だち」という思いから生まれた庭です。
- 3 軽井沢の木陰ガーデン**  
  
 樹木からこぼれる陽と吹き抜ける風が心地よい軽井沢風ガーデン。
- 4 ばらと芝生のお父さんの庭**  
  
 欧風仕立てのばらと芝生とレンガをお楽しみ下さい。

- 5 風香るバラの庭**  
  
 色とりどりの鉢バラが一齐に咲きます。
- 6 迷路のバラとおしゃべり**  
  
 迷路を進むと香り豊かなバラがシャワーのように待っています。
- 7 花のある生活**  
  
 一年中花が咲き、葉物野菜が採れ、果物のある庭。
- 8 楓楓**  
  
 庄戸の森を借景にした雑木の庭です。



- 9 千の花揺れるT-garden**  
  
 あふれる美しい花々とバラの競演です。枝垂桜のようなバラは必見です。
- 10 四季の花が咲く庭**  
  
 5月にはカラーが見所です。温暖化により、サツキが4月頃咲いてしまい残念です。
- 11 癒いのローズガーデン**  
  
 多品種のばらの花型・色・香りを宿根草と共に楽しめるばら中心のガーデンです。お好きなばらを探してみませんか?
- 12 芝と寄せ植えの庭**  
  
 コニファーが目印の芝と寄せ植えのガーデンです。ガーデニング小物にもこだわって、かわいい動物たちがかくれんぼしています。

- 13 小さな森の家**  
  
 リスが顔を出しそうな小さな森。静寂と清々しさに包まれる庭。
- 14 小花を楽しむ和モダンの庭**  
  
 春もみじを中心とした和庭園に季節の花々とハーブの彩りを添えて。
- 15 バラの小径のある庭**  
  
 バラの香りに包まれる癒しのガーデン。小さいキッチンガーデンもあります。
- 16 緑の隠れ家**  
  
 枕木アーチをくぐると草花、樹木、苔、バラなど多様な植物が迎えてくれます。

- 17 風吹きぬける芝ガーデン**  
  
 和洋風の家に合わせて作庭しました。
- 18 バラ香る和庭**  
  
 巨石・巨木とさつきの刈り込みが清々しい和庭にいろいろなバラが色と香りを添えています。

**とおりみちガーデン**  
 通り道に咲く綺麗な花々がみなさまをお迎え。ちょっとした所に目を向けてみてください。

**アイコンで表しています。ご確認ください。**

-  1-18 オープンガーデン会場
-  とおりみちガーデン(敷地内見学不可)

**庄戸中学校コミュニティハウス**  
 敷地の入り口は旧庄戸中学校です。

会場を訪れる前に、必ず2ページの「オープンガーデンをお楽しみいただくための注意事項」をお読みください。





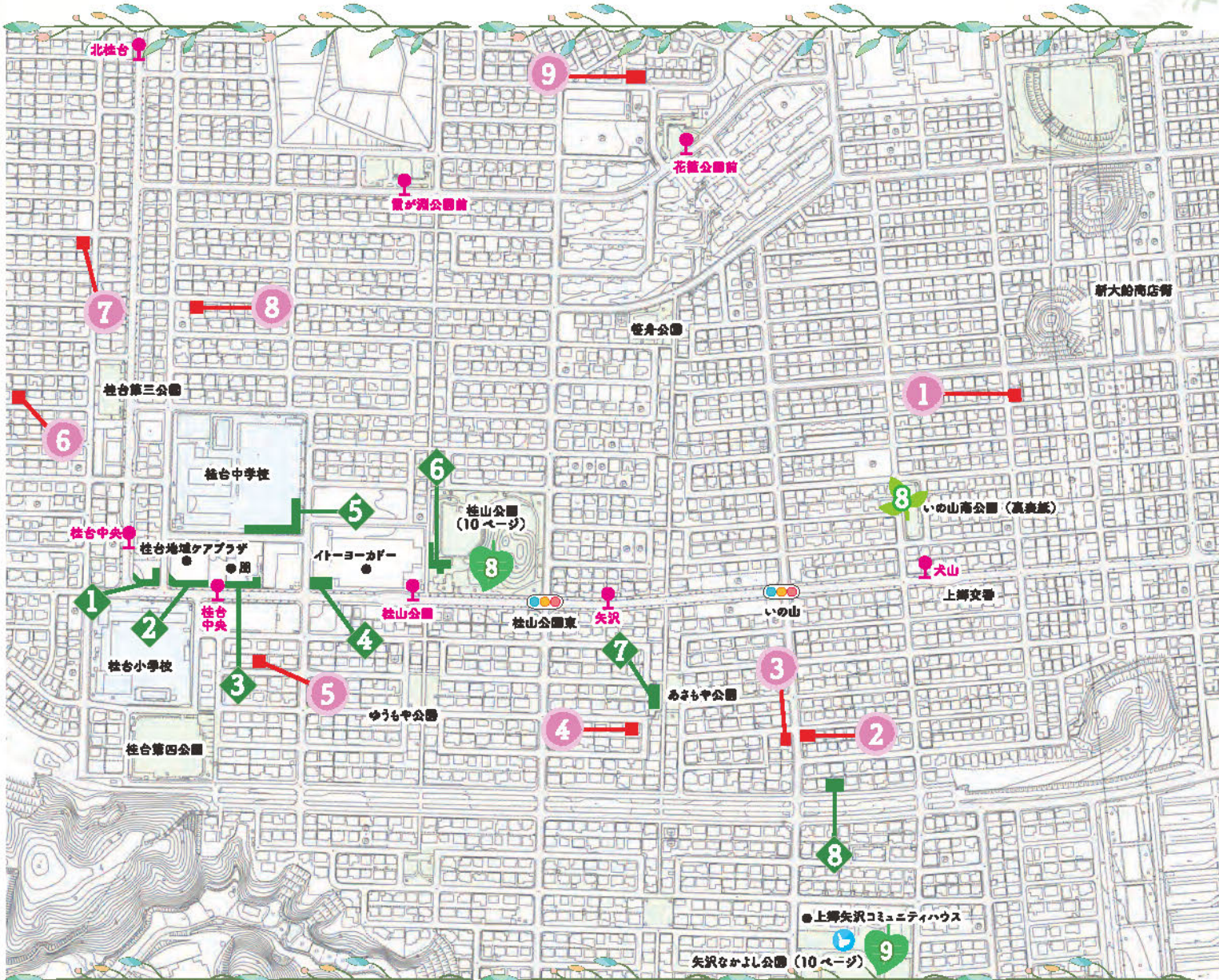
# 桂台地区オープンガーデン

5月13日(土)・14日(日)

**見どころ** どのお庭もそれぞれに個性にあふれ、味わいのあるプライベートガーデンです。どうぞお楽しみください。

**行き方**

JR大船駅(笠間口)から 神奈中バス「上之行(船11)」北桂台「桂台中央」・「桂山公園」・「矢沢」・「犬山」下車  
 JR港南台駅から 神奈中バス「桂台中央行(港31、33、83ほか)」花籠公園前「霞が淵公園前」・「犬山」・「矢沢」・「桂山公園」・「桂台中央」下車



【横浜市地形図複製承認番号 令4建都計第9029号】「横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成」

アイコンで表しています。ご確認ください。  
 1-9 オープンガーデン会場  
 1-8 湘南桂台みどりの会 (8 オープンガーデンを含む)

会場を訪れる前に、必ず2ページの「オープンガーデンをお楽しみいただくための注意事項」をお読みください。

## 1 アームズガーデン



バラや寄せ植え、手作り雑貨等自分の好きを詰め込んだDIYガーデン。

## 2 盆栽と暮らす庭



250鉢以上育てていた盆栽を半分程処分し、草花も育て始めました。

## 3 小鳥が憩う手作りガーデン



バラと宿根草のハーモニーと手作り小屋やドア・小物を配しわくわく感のある楽しい庭です。全国ガーデンコンテストで銀受賞。

## 4 バラと遊ぶ庭



バラの多様性が面白い香りも楽しい。最近では野生種や一重のバラに心を奪われています。

## 5 癒しの庭



コテージガーデン風の庭を夢見しています。バラ・宿根草の植栽・色のバランスを意識して、優しい庭づくりを心がけています。

## 6 バラに魅せられた庭



バラやクレマチスなどのお花を育て四季の移ろいを楽しんでいます。

## 7 木漏れ日の庭



緑の中のイオン溢れるお庭を理想としています。ホッと一息いかがですか？

## 8 Potato's Garden



ガーデニング初心者の方が友人達と手作りしている発展途上のお庭です。ウッドデッキに座り花を眺めながら愛犬や友人との語りが至福の時間。

## 9 花かごのお庭



花かごはサービス日事業を中心に、貸室利用もできる地域の居場所。訪れる人が楽しめるよう、お花好きのボランティアが関わって【元気】を育てています。

# 湘南桂台みどりの会

公共施設など身近な施設を中心に地域全体で緑化に取り組んでいます。四季折々、季節の花をお楽しみください。

## 1 神奈中バス折り返し所花壇



運転手さんもしらックスできるように設計しました。隣接する桂台地域ケアプラザの花壇と合わせたデザインで一体感を演出しています。※折り返し所内は立ち入り禁止です。

## 2 ケアプラザウェルカムガーデン



ガーデナーが設計したお庭。バラを始めとして沢山の花が咲き誇っています。水の流れをあらわした敷石にも注目してください。

## 3 ともガーデン



訪問の家と地域の人々が交流できるようにとの思いで設計されたお庭です。オープンガーデンの開催時にはコンサートを開き自家製のお菓子やパン、時には焼芋や芋煮も販売されそれらを食べながら楽しい時を過ごします。※オープンガーデンの日程は(社)訪問の家のホームページ等でご確認ください。

## 4 イトヨーカドー花壇



西側エントランスに配置されたメッシュプランターの中に作られた花壇で、イトヨーカドーへお買い物に来たお客様の憩いの場となっています。

## 5 わくわくオレンジガーデン



桂台中学校の環境委員会の生徒とともに設計した花壇。「わくわくオレンジガーデン」の名称も生徒たちのアイデアです。※学校の敷地内は立ち入り禁止です。

## 6 桂山公園



4階級スロープ沿いの花壇 4条田チッカーガーデン

## 7 あさも公園花壇



公園を横切るあさもや緑道沿いに作られた花壇で通勤、通学で通る人たち、買い物で通る人たち、散歩の人たちの目を楽しませています。

## 8 サンシャインガーデン



バラのみでなく、四季折々の花を愛でながら庭でお茶を楽しむような庭づくりを心掛けています。



4ゆりや緑道沿いの花壇



# 上郷ネオポリス&SDGs 推進のまちオープンガーデン 5月13日(土)・14日(日)

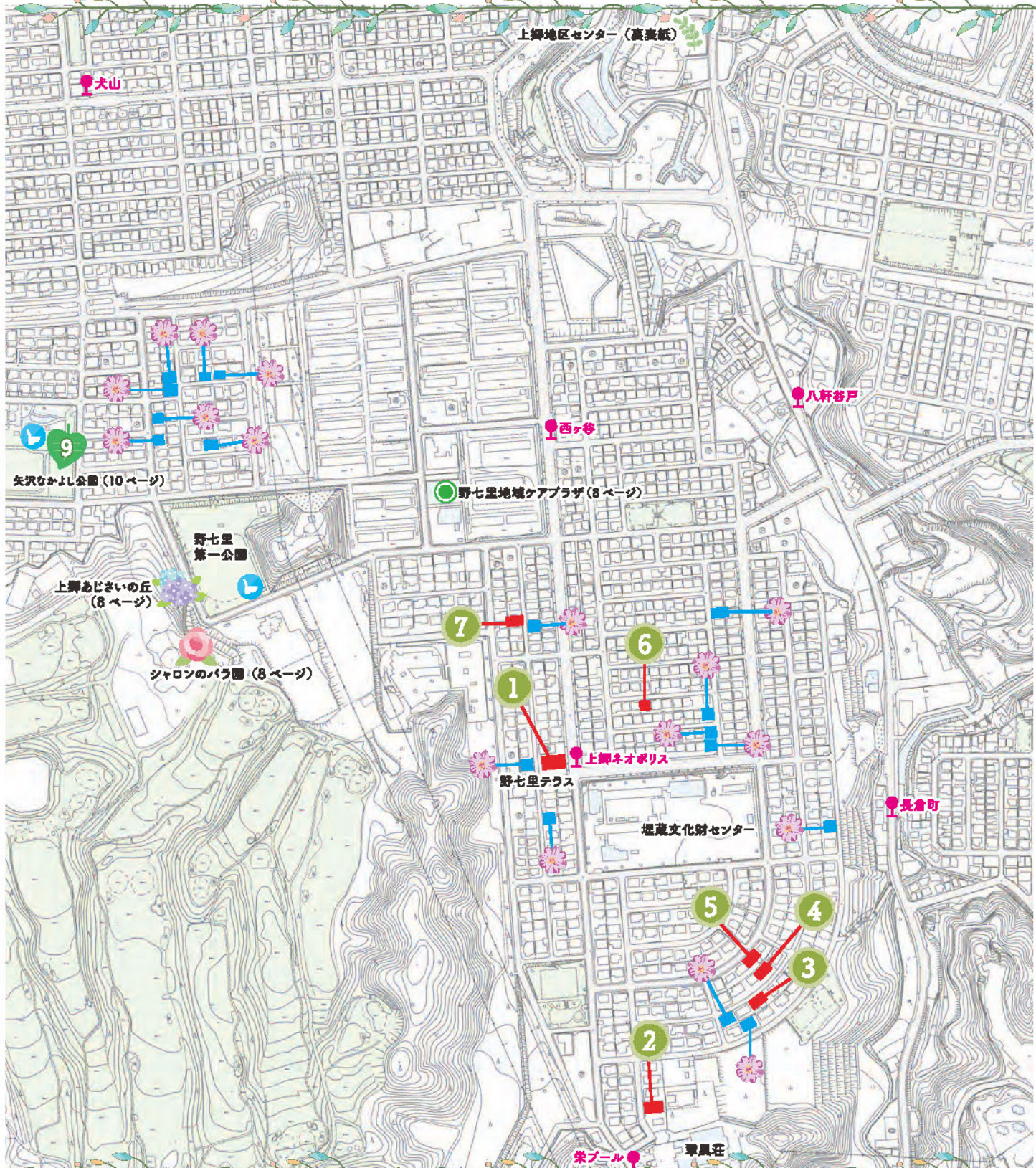
見どころ

上郷ネオポリスでは、SDGs推進のまちを宣言し、身近な取組みを通じて持続可能なまちをめざしています。野七里テラスバラ園で配布する地図にまわったポイントの番号を記入してみましょう。

行き方

JR大船駅(笠間口)から 神奈中バス「上郷ネオポリス(船91)」行・「栄プール(船07)」行 「上郷ネオポリス」下車

JR港南台駅から 神奈中バス「上郷ネオポリス(港36,37,86)」行・「栄プール(港40)」行 「上郷ネオポリス」下車



【横浜市地形図複製承認番号 令4産都計第9029号】「横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)」により作成

アイコンで表しています。 オープンガーデン会場  
 とおりみちガーデン (敷地内見学不可)

会場を訪れる前に、必ず2ページの「オープンガーデンをお楽しみいただくための注意事項」をお読みください。

## 1 野七里テラスバラ園



春から秋まで咲き続ける開園4年目のバラ園。バラの香りを楽しみながら野七里テラスでコーヒーをどうぞ!

## 2 山野草とつくばいの庭



年間を通して山野草を中心に季節の花々が楽しめる庭。

## 3 山野草でめぐる庭



約30種類の山野草が折々に咲きそろう庭。

## 4 バラと宿根草の庭



庭づくりの初心者がまちのみんなと交流する庭。

## 5 イングリッシュローズの庭



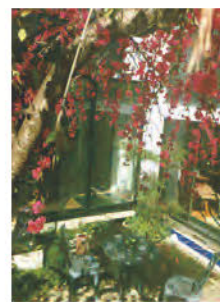
イングリッシュローズがお迎えする庭。

## 6 プチ・ジャムダン・マサ



テラスのバラ園に魅せられ庭を改造した1年目。進化する庭を見て下さい。

## 7 花鳥風月の箱庭



寒椿、緋寒桜、杏子、枝垂れ桃、ハナミズキと四季折々の花や虫の音、鳥のさえずりなど季節を感じる箱庭。

## 野七里地域ケアプラザ



ボランティアさんと一緒に作った花壇です。「ほっこりガーデン」の名のとおり、ケアプラザを訪れる人たちの目を楽しませ、ほっこりしてもらえるガーデンです。ぜひお待ちしております。

## とおりみちガーデン

季節のお花が咲くお庭がみなさまをお出迎え。敷地に立ち入ることはできません。通り道からお楽しみください。



## シャロンのばら園



118段の階段上のシャロンのばら園では、360度の展望と合わせ、春から秋に約130株のバラが美しく咲き、心も和みます。園内の通路に人工芝を敷いて雑草を防ぎ、歩きやすくしました。また階段を登らなくても公道沿のバラ80株が皆様の来園をお待ちしています。

住所: 横浜市栄区野七里一丁目 37-10 付近  
 行き方: JR 港南台駅から 神奈中バス「桂台中央」行ほか「犬山」下車 徒歩 5~6分  
 神奈中バス「上郷ネオポリス」行「西ヶ谷」下車 徒歩 5~6分  
 JR 大船駅から 神奈中バス「上之」行「犬山」下車 徒歩 5~6分  
 神奈中バス「金沢八景駅」行「八軒谷戸」下車 徒歩 7~8分

## 上郷あじさいの丘



約200種、3,000株のアジサイをお楽しみください。6月10日(土)~18日(日)には上郷あじさいまつりを開催します。期間中は普段は入れない園内を散策できます。※6月10日(土)、11日(日)に玉川大学芸術学部が企画した、特別企画を実施。10日(土)には、先着200名様に協賛企業からブルーベリーの苗木をプレゼント。

住所: 栄区野七里一丁目 野七里第一公園前  
 行き方: JR 港南台駅から 神奈中バス「桂台中央」行ほか「犬山」下車 徒歩 5~6分  
 神奈中バス「上郷ネオポリス」行「西ヶ谷」下車 徒歩 5~6分  
 JR 大船駅から 神奈中バス「上之」行「犬山」下車 徒歩 5~6分  
 神奈中バス「金沢八景駅」行「八軒谷戸」下車 徒歩 7~8分



## 栄区の木は「サクラ」と「カツラ」。栄区の木のある公園の一部を紹介します。

### 栄区の木「サクラ」と「カツラ」

平成28年に、区制30周年を記念して制定されました。  
将来にわたって栄区の豊かな自然、緑を大切に守り、育むためのシンボルとして、栄区にゆかりのある「サクラ」、「カツラ」、「サルスベリ」、「ユリノキ」の4つを候補樹木として投票を行い、最多の391票を獲得した「サクラ」と、5票差で次点となった「カツラ」に決まりました。

### 桜がきれいな公園

#### 1 千秀公園

田谷町1661-1 神奈中バス「山王」より徒歩2分

広い公園に遊具のほかにはバーベキュー場や千秀センターがあります。

#### 2 笠間台公園

笠間三丁目25 JR「大船駅」より徒歩17分

レンガ造りの大きな花壇に四季折々の花が咲きます。

#### 3 笠間町公園

笠間四丁目13 神奈中・江ノ電バス「笠間十字路」より徒歩3分

虫型やクモの足のようなユニークな遊具もあります。また、サルスベリ、きれいな花壇があるのも見どころです。

#### 4 海里橋公園

小菅ヶ谷一丁目10 JR「本郷台駅」より徒歩12分

栄区で最も古い公園。本数は少ないものの、桜が美しく咲きます。

#### 5 桂台第一公園

桂台西一丁目36 神奈中バス「北桂台」より徒歩3分

広場を囲むように多くの桜が咲き、地域の名所となっています。

#### 6 中野町左近公園

中野町1068-1 神奈中バス「本郷小学校前」より徒歩3分

園内に名称由来の石碑や、地域の言い伝えのある石もあります。

#### 7 花籠公園

桂台東5 神奈中バス「花籠公園前」バス停すぐ

レンガ造りの大きな花壇があり、富士山も望めます。

#### 8 尾月第一公園

尾月21 神奈中バス「尾月」より徒歩5分

広々とした明るい広場とブランコや砂場が、懐かしい雰囲気の公園です。

#### 9 いの山東公園

犬山町11 神奈中バス「上之中央」より徒歩3分

少年野球場もあり、遊具も多い公園です。あじさいなども多く咲きます。



▲千秀公園



▲笠間町公園



▲花籠公園



▲尾月第一公園

### 区の木「カツラ」のある公園

#### 1 本郷台三丁目公園

本郷台三丁目35 江ノ電バス「市民の森」より徒歩5分

大きな花壇の手入れは、近隣の小学生も手伝います。富士山が美しく見られます。

#### 2 本郷台中央公園

本郷台一丁目14 江ノ電バス「本郷台中央公園」バス停すぐ

高い樹木に囲まれ、広い草地のある緑豊かな公園で、区の木「サクラ」もきれいです。

#### 3 本郷台駅前公園

小菅ヶ谷一丁目2000-31 JR根岸線「本郷台駅」より徒歩1分

本郷台駅前広場から続く公園で芝生がきれいです。

#### 4 小菅ヶ谷渡戸第二公園

小菅ヶ谷四丁目26 神奈中・江ノ電バス「西谷戸」より徒歩3分

マンションの前にあり、入口に区の木「カツラ」があります。

#### 5 小菅ヶ谷石神公園

小菅ヶ谷三丁目1 神奈中・江ノ電バス「地球市民プラザ」より徒歩8分

高台で見晴らしが良くさわやかな雰囲気の公園です。

#### 6 公田中谷第四公園

公田町754-7 神奈中バス「公田ハイツ前」より徒歩8分

遊具が中心の小さな公園で、高台にあるので日当たりの良い公園です。

#### 7 桂台第五公園

公田町774-7 神奈中バス「公田ハイツ前」より徒歩9分

高台にあり、日当たりの良い公園です。区の木「サクラ」と「カツラ」があります。

#### 8 桂山公園

桂台中16 神奈中バス「桂山公園」より徒歩1分

おきな広場小高い森、こどもログハウスがある公園で、花壇もきれいです。

#### 9 矢沢なかよし公園

桂台南二丁目34 神奈中バス「犬山」より徒歩4分

区の木「サクラ」と「カツラ」があります。芝生や花壇もきれいです。



▲本郷台三丁目公園



▶本郷台駅前公園



▲小菅ヶ谷渡戸第二公園



▲桂台第五公園

### 栄区の花「キク」

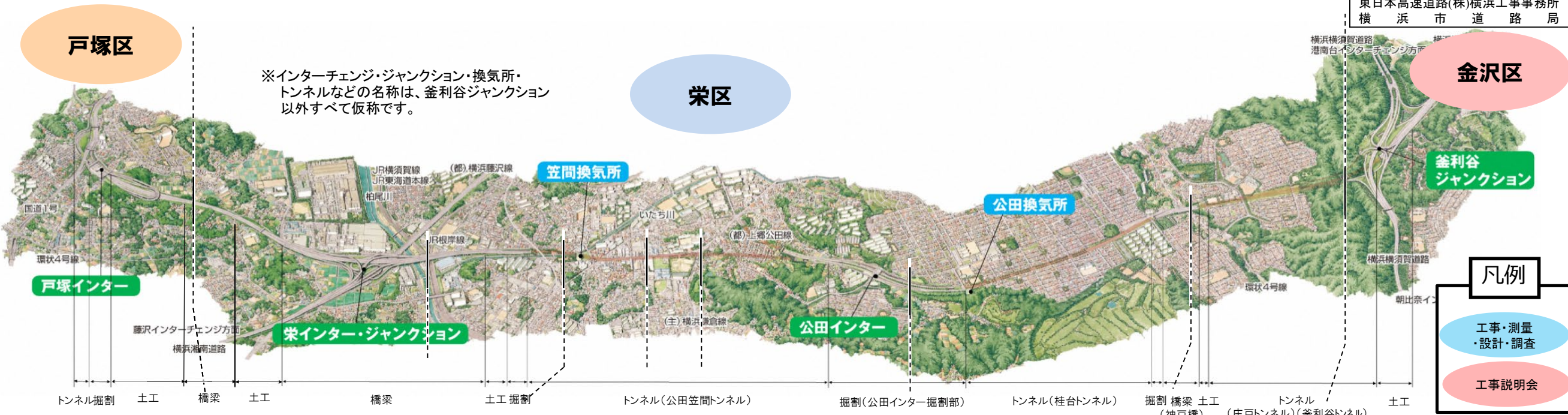
平成3年に、区制5周年を記念して制定されました。花の普及を通じた区民の皆さんの心のふれあい、連携のシンボルとしての区の花を募集し、1,300票を超える応募の中から、最多の応募があった「キク」に決まりました。

まだまだいっぱい  
素敵な公園があるから  
探してみよう。





# 令和5年度 横浜環状南線・横浜湘南道路全体の主な予定について(R5.4.20)



連合等		豊田・小菅ヶ谷				笠間	鎌倉市	本郷中央		上郷西	上郷東	釜利谷(金沢区)
事業者 施行区間	国土交通省施行区間				東日本高速道路(株)施行区間							
	横浜湘南道路 戸塚工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	岩瀬笠間工事区		桂公田工事区	上郷桂台工事区		庄戸工事区	釜利谷工事区	
横 国 NEXCO 高 速 道 路 事 業	R4 年度 以前	●小雀高架橋 橋梁工事 ●トンネル工事	●戸塚IC工事 ●田谷地区橋梁工事 ●小雀地区橋梁工事	●栄IC・JCT橋梁工事 ●JR跨線橋梁工事	●公田笠間トンネル工事 (H28.4~)		●公田インターチェンジ工事 (R3.4~)	●桂台トンネル工事(H27.4~) ●神戸橋(PC上部工)工事 (R2.12~)		●釜利谷庄戸トンネル工事 (R3.2~)	●釜利谷ジャンクションランプ橋 (鋼上部工)工事(R2.10~) ●釜利谷ジャンクションランプ 第二トンネル工事(R3.10~)	
	第1四 半期	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
	第2四 半期	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	●桂台トンネル管理用地下構造物 工事	↓	↓	
	第3四 半期	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
	第4四 半期	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
横 浜 市 関 連 街 路 事 業	事業名	「横浜藤沢線」	「田谷線」「横浜藤沢線」「環状4号線(田谷交差点改良)」 「笠間交差点改良」「環状4号線[原宿六浦][笠間~鎌倉女子拡幅]」				「上郷公田線(公田地区)」		「上郷公田線(上郷・桂台地区)」 「環状4号線(神戸橋改良)」			
	第1四 半期	●水路切り直し工事 【横浜藤沢線】 (戸塚区小雀町地内)			●笠間交差点 改良事業説明会 ●笠間交差点改良工事 (R2.8~)		●(仮称)桂町トンネル工事 (R2.2~R6.3)	●設計 関係機関との協議を行い、道路の設計を進めます				
	第2四 半期	↓	●水路切り直し工事 【横浜藤沢線】 (栄区田谷町地内)	●農水路切り直し工事 【田谷線】 (栄区田谷町地内)		↓	↓	↓	↓			
	第3四 半期	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	第4四 半期	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			



# 横浜環状南線事業の進ちょく状況について《参考》

戸塚区

金沢区

※インターチェンジ・ジャンクション・換気所・トンネルなどの名称は、釜利谷ジャンクション以外すべて仮称です。



連合等	豊田・小菅ヶ谷				笠間	鎌倉市	本郷中央			上郷西	上郷東	釜利谷(金沢区)
事業者 施行区間	国土交通省施行区間				東日本高速道路(株)施行区間							
	横浜湘南道路 戸塚工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	岩瀬笠間工事区	桂公田工事区	上郷桂台工事区	庄戸工事区	釜利谷工事区			
沿線 工事の 状況												
	『小雀地区トンネル工事』トンネル工事(シールドマシン掘進)を行っています。	『戸塚IC工事』インターチェンジの改良工事等を行っています。	『栄IC・JCT JR 跨線橋梁工事』(飯島町地内)インターチェンジ・ジャンクションの橋梁工事を行っています。			『公田笠間トンネル工事』シールドトンネルの掘削と内部構築を行っています。						
	『小雀高架橋橋梁工事』高架橋の橋梁工事等を行っています。	『田谷地区橋梁工事』『小雀地区橋梁工事』高架橋の橋梁工事等を行っています。	『栄IC・JCT 橋梁上部工事』田谷町地区内にてインターチェンジ・ジャンクションの橋梁工事を行っています。									『釜利谷ジャンクションHランプ第二トンネル工事』トンネル工事のため準備工事を行っています。



# 資料No. 15

区連会 4 月定例会説明資料  
令和 5 年 4 月 20 日  
栄 区 区 政 推 進 課

栄 政 第 2 2 号  
令和 5 年 4 月 20 日

栄区連合町内会  
会長 細田 利明 様

栄区長 堀口 和美

## 令和 5 年度横浜市予算についての要望（回答）

さきにご要望(令和 4 年 11 月 11 日)のありましたことについて、次のとおりお答えします。

### 1 道路・交通体系の整備

#### (1) 横浜環状南線などの道路整備と周辺まちづくりの推進

横浜環状南線、横浜湘南道路、上郷公田線の整備については、先般、事業者から工期の見通しが立たない旨の発表があったが、引続き安全と環境に十分配慮し、地域住民の理解も得ながら事業を推進し、早期に完成させること。区内の横浜環状南線の 2 箇所の換気所における脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組やトンネル上部等の活用についての検討を事業者である国及び東日本高速道路株式会社に働きかけをすること。また、周辺道路の整備においては、現在の生活道路の安全性と利便性を損なうことが無いよう留意することに併せ、周辺の道路環境に合わせたバス路線の新設等について調整すること。(仮称)栄インターチェンジ・ジャンクション周辺では、地域の将来の発展を見据え、地域にふさわしい魅力を高めるための検討を進めること。

(回答)

横浜環状南線、横浜湘南道路については、現在、全線に渡り工事を進めています。引き続き、安全安心な施工を最優先としつつ早期開通を事業者である国土交通省及び東日本高速道路株式会社に働きかけていきます。また、本市事業の上郷公田線においても、南線事業と工程を調整し、事業を推進します。

脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組については、「神奈川県圏央道連絡調整会議」や、「国への提案・要望」の中で要望しています。引き続き、様々な機会を捉えて事業者に働きかけていきます。トンネル上部等の活用については、区役所と連携して地域の方々のご意見をお聞きしながら、具体化に向けた検討を事業者に働きかけていきます。

また、当事業に伴う周辺道路の整備にあたっては、安全性や利便性にも留意しながら、整備を進めていきます。



(道路局横浜環状道路調整課)

(仮称) 栄インターチェンジ周辺のまちづくりについては、道路整備の状況等を踏まえつつ、地域の皆様や企業、関係部署と連携し、まちの魅力向上や防災機能の充実等を図る観点で検討を進めます。

(栄区区政推進課)

## (2) 環状4号線の整備

環状4号線は区民生活を支える骨格となる最も重要な道路であるが、神奈中車庫前交差点、笠間交差点を始めとした各所で渋滞が発生し、バス運行などに支障が生じている。そのため、渋滞対策として、都市計画道路の優先整備路線で先行着手区間に指定されている本郷小学校前交差点から神奈中車庫前交差点までの区間について早急に4車線化事業に着手し、神奈中車庫前交差点以东の区間についても4車線化及び歩行者の安全確保を実現するための検討を始めること。また、笠間交差点及び岩瀬笠間地区については、それぞれ改良工事、4車線化工事を着実に進め、早期に完成させること。

(回答)

横浜環状南線上部の用地を活用した笠間交差点改良及び環状4号線(横浜市区間)の拡幅整備について、令和2年度より水路移設工事に着手し、現在交差点内の水路切回し、拡幅整備および電線地中化工事を進めています。令和5年度には歩道橋の架け替え工事にも着手し、早期の工事完成を目指します。

(道路局横浜環状道路調整課)

都市計画道路環状4号線のうち、本郷小学校前交差点から神奈中車庫前交差点の着手時期及び神奈中車庫前交差点から神戸橋交差点の都市計画変更手続きについては、整備財源となる国の予算や他の事業中路線の進捗状況を見ながら、進めていきます。

(道路局企画課)

## (3) 身近な移動手段の確保

身近な移動手段であり、区内の重要な公共交通機関である民間バスの路線維持や利便性の向上等のためにバス事業者と連携すること。

(回答)

地域交通の要であるバス路線をはじめとした地域交通の維持は、重要な課題と認識しています。本市では、「横浜都市交通計画」に「誰もが移動しやすい地域交通の実現」を位置づけ、交通事業者等と連携してバス路線の維持に向けた取組をバス路線の維持に向けた取組を進めています。また、バスをはじめとした公共交通の利用を促進するため、出前授業や区別のバスマップの配布など、公共交通に関する情報の積極的な提供などを行っています。

(都市整備局都市交通課)

## 2 まちづくりの推進

### (1) 大船駅周辺のまちづくり

大船駅笠間口周辺において歩行者の安全性を確保することや、喫煙禁止地区への指定に向けて取り組むこと。

(回答)

大船駅笠間口周辺においては、安全な歩行者空間を確保すべく、関係省庁や関係機関と連絡及び調整を進めます。

(都市整備局地域まちづくり課・栄区区政推進課)

美化推進重点地区である大船駅笠間口周辺の喫煙禁止地区の指定については、栄区とともに、歩行喫煙、吸い殻のポイ捨て等の状況などを踏まえながら検討してまいります。

(資源循環局街の美化推進課[石上1])

## (2) 本郷台駅周辺のまちづくり

栄区の顔としてふさわしい魅力づくりを進めること。また、市営住宅等の建替えについては、地域の利便性等を踏まえて進めること。

(回答)

平成27年5月に策定した「本郷台駅周辺地区まちづくり構想」や令和2年3月に改定した「横浜市都市計画マスタープラン栄区プラン 栄区まちづくり方針」等を踏まえ、「区を中心として利便性の高いまち」を目標として、まちの活性化や魅力向上に向け、区局連携して取組を進めます。

(栄区区政推進課・都市整備局地域まちづくり課・建築局市営住宅課)

## (3) 郊外住宅地のまちづくり

上郷東地区の持続可能なまちづくりの推進に向け、地域と連携して進めること。特に、地域交通については、バス路線の維持や利便性の向上に取り組むこと。また、用途廃止施設の後利用については早期の活用を図ること。

(回答)

上郷東地区のまちづくりについて、地域の皆様と連携して持続可能なまちづくりを進めます。また、バス路線の維持や利便性の向上について、事業者へ要望します。用途廃止施設の後利用については、公募を通じて民間企業による早期利用が図られるよう地域や関係部局と調整を進めています。

(栄区区政推進課)

## 3 災害に強いまちづくり

### (1) 水害対策の推進

近年の水害を踏まえ、河川等の治水機能を維持するために必要な除草・伐採及び堆積した土砂の除去等を確実に実施すること。また、飯島地区の雨水調整池を含めた雨水対策について、地域の理解を得ながら事業推進し、早期に整備すること。

(回答)

飯島地区の浸水対策について、地域の皆様の理解を得ながら、現在施工中の雨水調整池の整備工事を進めるとともに、周辺の雨水管の整備工事等の水害対策を進めていきます。

(環境創造局下水道事業マネジメント課)

### (2) がけ対策の推進

栄区においては、土砂災害警戒情報が出されると避難指示が発せられる区域、いわゆる危険性が高いがけについて、市管理の区域（市民の森など）が含まれている。市管理のがけ地については、近隣住民の不安解消のためにも、早期に安全対策を講じること。また、民地が含まれるがけ地に対しても働きかけを実施すること。

（回答）

栄区の「土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域（即時避難指示対象区域）」のうち、本市が所有する樹林地内のがけ地について、土木事務所とも連携し防災対策を行っています。

上郷九号緑地及び長者ケ久保5号緑地では、防災対策工事が完了し、即時避難指示対象区域の指定が解除されました。荒井沢市民の森では、防災対策として平成28年度に樹木の伐採等を実施しています。今後も、維持管理作業や定期点検を行い、安全確保に努めていきます。

（環境創造局みどりアップ推進課）

民地に対しては、対策の優先度の高い崖地の所有者へダイレクトメールを送付し、「崖地防災・減災対策工事助成金制度」や「急傾斜地崩壊対策事業」の活用を働きかけるなど、様々な機会をとらえ制度の周知を行い、改善の促進に取り組んでいます。

（建築局建築防災課）

### (3) 要援護者支援の取組の推進

要援護者の把握や日頃の顔の見える関係づくり、避難支援の取組が着実に進むよう、各自治会町内会の実情に応じた支援・情報提供を行うこと。

（回答）

いつ発生するかわからない災害への備えとして、災害時要援護者支援に対する自治会町内会の関心は高くなっていると認識しています。各自治会町内会の取組がさらに進むように、区民への啓発や活動のための情報提供等の支援を行います。

（栄区福祉保健課）

### (4) 地域防災拠点資機材の早期更新

地域防災拠点に配備されている資機材は、阪神・淡路大震災を契機に整備されており、老朽化が進み故障が多く、震災時に地域住民が使用できない可能性があるため計画的に資機材の見直しと早期更新を実施すること。

（回答）

地域防災拠点の備蓄資機材については、令和3年度までに移動式炊飯器を灯油式かまどセットに、ガソリン式発電機を一部ガス式発電機に、投光器を全方位型LED投光器に更新をしました。その他の資機材についても現在見直しを行っており、その結果を踏まえ、資機材の更新等について検討してまいります。

（総務局地域防災課）

### (5) 災害時の情報提供

災害時において区からの情報は避難指示等、区民の生命と財産の保護に直結する情報が

含まれている場合もあるため、複数の広報媒体を活用して情報提供を図ること。

(回答)

災害時の情報提供につきましては、これまで市の防災情報Eメール、緊急速報メールの他、栄区においてもFAXやウェブサイト、ツイッター、広報車等を活用し情報提供を行っております。また、栄区として防災スピーカー及び河川水位警告灯の維持管理、緊急時情報伝達システム（緊急情報を登録した関係者に一斉に電話でお知らせできるシステム）の運用を行うことで、災害発生時の情報発信を実施してまいります。さらに栄区避難場所マップなどハザードマップを配布し、平時から区民への防災情報の周知を行い、災害時の適切な避難行動を促してまいります。

(栄区総務課)

#### 4 安全・安心なまちづくりの継続的な推進

国際認証「セーフコミュニティ」の令和5年10月認証満了にあたり、引き続き区民や関係団体と協働で安全・安心なまちづくりを進めるとともに、身近な課題に対応する取組を検討すること。

(回答)

認証期間満了までは、認証都市として活動を継続し、それ以降はこれまでの事業成果を生かし、より発展的な形を目指します。セーフコミュニティは栄区全域を対象に分野別の課題に取り組んできましたが、地区連合町内会エリアで抱えている身近な課題に対応する新たな地域支援の仕組みについて、調整を進めていきます。

(栄区区政推進課)

#### 5 第4期栄区地域福祉保健計画の策定・推進

住民同士の支えあいや交流を深め、区民が安心して暮らせるよう、昨年度策定した第4期栄区地域福祉保健計画の一層の推進に努めること。

(回答)

第4期計画については、これまで培ってきた地域福祉保健活動を土台として、これまで同様に各地区が主体となって、様々な取組が展開されることで、地域の課題解決につながるよう、引き続き区民の皆様とともに協力して推進してまいります。

(栄区福祉保健課)

#### 6 地域包括ケアシステムの着実な推進

昨年度策定した栄区地域包括ケアシステムアクションプランについて、引き続き関係者間で連携して取組を推進すること。

(回答)

「栄区地域包括ケアシステムアクションプラン」に基づいて、引き続き、区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等の関係機関が一体となって、地域とともに、高齢者が孤立することなく安心して暮らし続けられるよう、取組を進めてまいります。

(栄区高齢・障害支援課)

【各課連絡先】

横浜市栄区区政推進課（電話：045-894-8161 FAX：045-894-9127）

横浜市栄区総務課（電話：045-894-8311 FAX：045-895-2260）

横浜市栄区高齢・障害支援課（電話：045-894-8539 FAX：045-893-3083）

横浜市栄区福祉保健課（電話：045-894-6917 FAX：045-895-1759）

横浜市総務局地域防災課（電話：045-671-2011 FAX：045-641-1677）

横浜市建築局建築防災課（電話：045-671-2948 FAX：045-663-3255）

横浜市資源循環局街の美化推進課（電話：045-671-2556 FAX：045-663-8199）

横浜市環境創造局みどりアップ推進課（電話：045-671-2712 FAX：045-224-6627）

横浜市環境創造局下水道事業マネジメント課（電話：045-671-2838 FAX：045-664-0571）

横浜市都市整備局市街地整備推進課（電話：045-671-2668 FAX：045-664-7694）

横浜市都市整備局地域まちづくり課（電話：045-671-2667 FAX：045-664-7694）

横浜市都市整備局都市交通課（電話：045-671-3515 FAX：045-663-3415）

横浜市道路局企画課（電話：045-671-3800 FAX：045-651-6527）

横浜市道路局建設課（電話：045-671-2757 FAX：045-663-8993）

横浜市道路局横浜環状道路調整課（電話：045-671-2759 FAX：045-651-2325）

（広聴 第2022-666001号）

区連会 4月定例会資料  
令和5年4月20日  
区政推進課地域力推進担当

## 令和5年度 地区担当課長一覧表

豊田連合 町内会自治会	こども家庭支援課長 やぐち てるひこ 矢口 照彦 (☎894-9298)	栄土木事務所副所長 さかいり けいた 坂入 啓太 (☎895-1411)
笠間連合 町内会自治会	総務課長 ふしみ かずひさ 伏見 和久 (☎894-8310)	生活衛生課長 ふるや こういち 古家 浩一 (☎894-6909)
小菅ヶ谷連合 町内会自治会	区政推進課長 さいとう ちかい 齊藤 誓 (☎894-8330)	福祉保健課長 さいとう おさむ 齋藤 修身 (☎894-6905)
本郷中央連合 町内会自治会	戸籍課長 なかの ゆきこ 中野 由紀子 (☎894-8195)	学校連携・こども担当課長 むらかみ よしえ 村上 佳江 (☎894-8409)
本郷第三連合 町内会	地域振興課長 たにかわ みちる 谷川 みちる (☎894-8390)	生活支援課長 さとう のりゆき 佐藤 紀幸 (☎894-8955)
上郷西連合 町会	税務課長 とりうみ ひとし 鳥海 仁 (☎894-8613)	高齢・障害支援課長 まつばら みちよ 松原 実千代 (☎894-8513)
上郷東連合 町会	税務課担当課長 しばた かずひこ 柴田 一彦 (☎894-8734)	保険年金課長 はしもと てつ 橋本 哲 (☎894-8233)

【担当】区政推進課地域力推進担当  
石塚、安井、村山、小林  
電話 894-8936 FAX 894-9127  
Eメール sa-chiryoku@city.yokohama.jp

各自治会町内会 会長 様

戸 籍 課 長

マイナンバーカードの受取方法及びマイナンバーカード  
特設センターの変更について（依頼）

日頃より、区政の推進にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。  
また、マイナンバーカード事業にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

マイナンバーカードを申請し、交付通知書が届いた方については、栄区役所またはマイナンバーカード特設センター（以下、「特設センター」という。）で、マイナンバーカードをお受け取りいただいています。

現在、栄区役所では、予約無しでカードの交付を行っておりますが、申請数の増加により、お渡しするまでに長い時間お待たせすることがあります。また、予約制の上大岡特設センターは、交通の便が悪いこと等があり、利用者が少ない状況が続いています。

そこで、区民の皆様のお待ちいただく時間を縮減するため、栄区役所においても、予約制を導入します。また、特設センターについては、お仕事帰り等にご利用いただけるよう、上大岡特設センターから、横浜駅西口特設センターに変更します。

つきましては、地域住民の皆様への周知にご協力をくださいますよう、よろしく申し上げます。

- 1 栄区役所でのカード交付について、予約制の導入  
6月からは、事前に予約をお取りいただいた上でお越しく下さい。  
※予約方法は、広報よこはま5月号に掲載します。
- 2 特設センターの変更  
6月からの受取りは、横浜駅西口特設センターに変更となります（上大岡特設センターでの受取りはできません）。
- 3 依頼の内容  
掲示板へのチラシの掲出をお願いします。  
なお、掲出用チラシは、5月区連会資料として、地域振興課配送ルートを利用して各自治会町内会へお届けします。

[参考]

マイナンバーカードの交付率（令和5年2月28日現在）

横浜市：64.6%

全 国：63.5%

（担当）

栄区役所戸籍課

西野

電話：894-8345 FAX：894-3413

Eメール：[sa-koseki@city.yokohama.jp](mailto:sa-koseki@city.yokohama.jp)

**民生委員・児童委員の一斉改選の推薦事務に関する意見交換について（報告）**

令和5年1月の区連会で依頼させていただいた意見交換につきましては、各地区定例会の貴重なお時間にお伺いさせていただき、多くの自治会町内会長からご意見をお伺いすることができましたことに感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

**1 意見交換の実施状況及び参加者数**

令和5年2月25日（土）

- ・豊田地区 30人
- ・笠間地区 23人
- ・本郷第三地区 20人
- ・本郷中央地区 30人

令和5年2月26日（日）

- ・小菅ヶ谷地区 19人
- ・上郷西地区 11人
- ・上郷東地区 16人

**2 自治会町内会長との懇談会報告**

主なご意見（別紙参照）

**3 今後の流れ**

今回、いただいたご意見は健康福祉局に報告し区局プロジェクトにおいて、①区で改善可能なもの、②全市で改善に取り組むもの、③国への要望等に整理し、対応を検討してまいります。なお、進捗状況は、随時、区連会で情報共有いたします。

**4 参考（今後の取組）**

- 令和5年4月13日 区民児協定例会で依頼
- 令和5年5～7月 栄区の7地区民児協定例会での懇談会（栄区福祉保健課）
- 令和5年8月又は9月 懇談会で把握した課題に対する有識者を交えた検討会（同上）

担当：福祉保健課 山田

電話：045(894)6917

FAX：045(895)1759

E-mail sa-minsei@city.yokohama.jp



(別紙) 懇談会での自治会町内会長からの主なご意見

分類	項目	ご意見
改善に向けた意見について	改善への対応	これまでも民生委員の推薦について意見をしてきたが、全く変わっていない
制度について	制度の見直し	他の委嘱委員と同じように、委嘱の時期を揃えてほしい
候補者選定について	年齢等要件	年齢制限を撤廃してほしい
		年齢要件を緩和してほしい
		年齢にかかわらずふさわしい人としてほしい
		推薦の基準が厳しい（人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である者）
	担当地区割	300世帯以上の状況を把握するのは難しい
		他の町内会のエリアも含む民生委員を選ぶのは難しい
	報酬、負担	報酬を支払ってほしい
		費用負担があるのはおかしい
	推薦事務	自治会町内会が推薦母体になる法的根拠がない
		自治会町内会以外の団体でも推薦母体とすべき
自治会町内会を前提としない選出方法を検討すべき		
自治会町内会が推薦しているのだから、推薦準備会は不要ではないか		
活動内容	準備会を簡素化できないか（推薦人の数、会の開催方法等）	
	書類が煩雑（他の推薦委員は書類が最小限）	
	守秘義務があり活動内容の共有が難しい	
	民生委員の活動（内容、頻度等）を説明できない	
その他	町内会の活動に協力を得にくい	
	役割の範囲がわかりにくい	
	民生委員が欠員の地区は、行政が担うべき	
	人選依頼が多い。他の委嘱委員も含め、選出について区役所で廃止や見直しを検討していただきたい	
	民生委員は業務量が多くて大変（負担が大きい）というイメージがある	
	民生委員活動のPR不足	

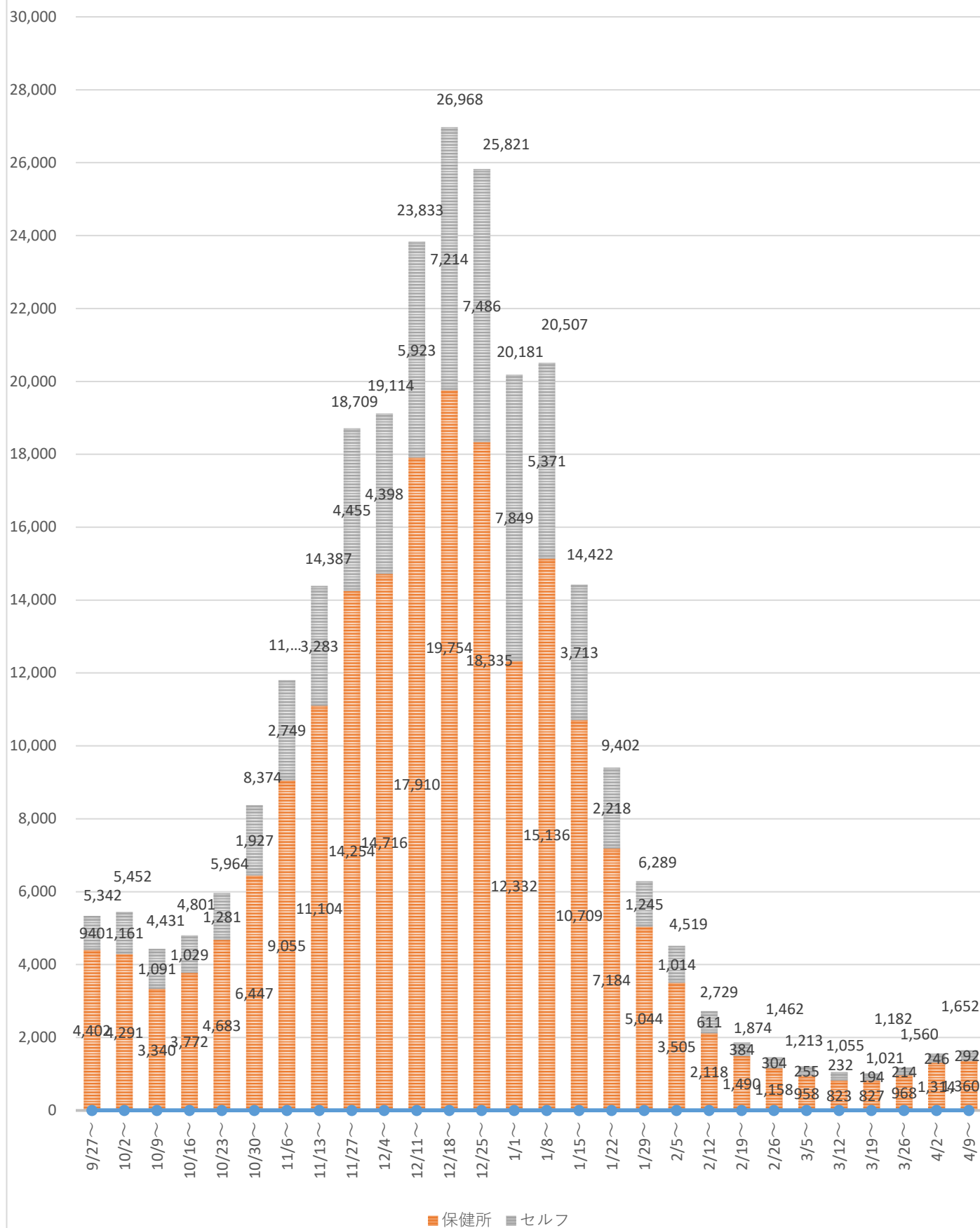
## 市内における新型コロナウイルス感染症患者の確認について

市内における新型コロナウイルス感染症患者発生状況（3月19日～4月17日まで）

曜日	日	月	火	水	木	金	土	週計	週平均	対前週比
月 日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日	3月25日			
保健所	80	84	143	49	171	124	176	827	118	
セルフ	22	27	14	28	31	35	37	194	28	
横浜市	102	111	157	77	202	159	213	1,021	146	
月 日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日			
保健所	133	86	176	127	153	144	149	968	138	117%
セルフ	41	36	16	25	24	34	38	214	31	110%
横浜市	174	122	192	152	177	178	187	1,182	169	116%
月 日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	4月8日			
保健所	120	119	222	180	222	204	247	1,314	188	136%
セルフ	32	27	36	51	21	41	38	246	35	115%
横浜市	152	146	258	231	243	245	285	1,560	223	132%
月 日	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日	4月13日	4月14日	4月15日			
保健所	151	113	223	212	216	227	218	1,360	194	104%
セルフ	46	34	39	54	42	41	36	292	42	119%
横浜市	197	147	262	266	258	268	254	1,652	236	106%
月 日	4月16日	4月17日	4月18日	4月19日	4月20日	4月21日	4月22日			
保健所	150	119						269	38	20%
セルフ	48	29						77	11	26%
横浜市	198	148	0	0	0	0	0	346	49	21%

※感染者数は横浜市及び神奈川県（保健所+セルフ）記者発表資料の数値

### 横浜市内での新型コロナウイルス感染症感染者数の推移



【横浜市の感染状況（令和4年9月27日～令和5年4月17日（月）発表分までの市内感染者数

区連会4月定例会資料  
令和5年4月20日  
高齢・障害支援課

地区連合町内会長の皆様  
自治会・町内会長の皆様

敬老の集いにおけるメッセージカードの配付希望及び配付数について（依頼）

栄区では、多年に渡り社会に貢献してこられた高齢者の方々に敬意を表し、その長寿を祝うため、区長からのお祝いメッセージカードを作成し、各地区連合町内会、各自治会・町内会等で主催される敬老の集い等での配布を御希望の場合にお渡ししています。

つきましては、地区連合町内会、自治会・町内会ごとに、希望の有無、希望される場合の必要枚数を御回答くださいますようお願いいたします。

### 1 依頼内容

別紙「敬老の集いメッセージカード配付希望について」に、「希望の有無」及び「希望枚数」を御記入の上、別添した返信用封筒にて御返送ください。

なお、希望枚数については、事前に各地区社会福祉協議会等との御調整・御確認等をしていただくとありがたく存じます。

### 2 回答期日

令和5年6月23日（金）

### 3 今後の流れ

- (1) 7月20日の区連合町内会定例会において、見本をお示しします。
- (2) 令和5年度より、区連会配送ルートを利用し自治会・町内会ごとに配送します。
- (3) 各地区連合、自治会・町内会での敬老の集い等にて御配付ください。

栄区 高齢・障害支援課 高齢・障害係

担当：木野内、千葉

Tel：045-894-8539 Fax：045-893-3083

e-mail：sa-koushou-jimu@city.yokohama.jp

## 敬老の集いメッセージカード配付希望について

FAX 893-3083 栄区高齢・障害支援課

自治会・町内会名：\_\_\_\_\_

御記入者様の氏名：\_\_\_\_\_

御記入者様の連絡先：TEL \_\_\_\_\_

配付希望の有無： \_\_\_\_\_ 有 \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 無 \_\_\_\_\_

希望される場合、

必要枚数： \_\_\_\_\_ 枚

※お渡しは、7月の各地区定例会の予定です。

<提出先>

栄区 高齢・障害支援課 高齢・障害係  
担当：千葉

〒247-0005 栄区桂町303-19

Tel：045-894-8539 Fax：045-893-3083

e-mail：sa-koushou-jimu@city.yokohama.jp

自治会町内会長 各位

**地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）**

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和5年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

**1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ**

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

**2 申請書及び添付書類の提出期限：令和5年7月31日（月）必着**

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

**3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）****【主な提出書類】**

- ・申請書（第1号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第3号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

**なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます**

28年度から4年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、5年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

**4 補助金交付までのスケジュール**

令和5年4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け</li> <li>・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)</li> </ul>
<b>7月31日まで</b>	<b>・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出</b>
9月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります</li> </ul>
令和6年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

## 「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

### ① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

### ② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

### ③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

### ④ 補助内容

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9

補助上限額 210,000 円

### ⑤ 交付台数

令和 5 年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数を 150 台 に拡充します。

ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

### <参考>防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等  
設置場所により申請書類、手続きが異なります。※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

## 設置団体に対するアンケートを実施しました！

「地域防犯カメラの設置により、どのような効果を感じていますか。」という質問に対し、  
自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった



そう思う  どちらかというと思う  どちらかというと思わない  そう思わない  未回答

「自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった」と答えた団体が 85%、

「地域住民の安心感が高まった」と答えた団体が 85%、といった回答結果になりました！

防犯パトロールなどの自主防犯活動にあわせて、防犯カメラを設置することで、更なる地域の防犯力向上につなげていただきますよう、補助制度をぜひご活用ください。



電子申請システムによる申請  
も受け付けています。  
ぜひご活用ください！



横浜市市民局地域防犯支援課

電話 6 7 1 - 3 7 0 5

Fax 6 6 4 - 0 7 3 4

## 自治会町内会館整備について

### 1 令和 6 年度の会館整備予定の申し出について

令和 6 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

**令和 6 年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくこととなります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）**

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要となります。

#### （1）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和 5 年 7 月頃の予定です。  
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。  
（内容を審査した上で、令和 5 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）
- ・令和 6 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 6 年 3 月末頃の予定です。

#### （2）自治会町内会への周知

別紙『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』を全自治会町内会に配付します。

### 2 令和 5 年度の自治会町内会館整備費補助事業について

整備予定件数 32 件（新築 4 件、増築 0 件、耐震補強工事＋修繕 3 件、修繕 25 件）  
事業予算額 89,446 千円（事前申請分：85,446 千円、緊急対応分：4,000 千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。



# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和5年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

## ◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び200万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。  
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**  
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

### 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索

# 令和5年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

## 目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

令和5年5月1日（月）～5月31日（水）の1か月間

## スローガン

自転車も のれば車の なかまいり  
ヘルメット かぶるだけでも 救える命



## 重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

### ◆◆令和4年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)
横浜市	7,492	38	8,483	1,734	4	1,653
前 年	7,883	36	8,997	1,741	4	1,639
前 年 比	-391	2	-514	-7	0	14
構 成 率				23.1%	10.5%	19.5%
神奈川県内	21,098	113	24,382	5,405	11	5,195
前 年	21,660	142	25,062	5,438	17	5,206
前 年 比	-562	-29	-680	-33	-6	-11
構 成 率				25.6%	9.7%	21.3%

### ◆◆令和4年中の年齢層別自転車乗車中死傷者数内訳◆◆

15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
14.1%	9.2%	12.9%	15.5%	15.3%	15.8%	3.7%	13.5%

#### 自転車安全利用五則 (令和4年11月1日 内閣府交通対策本部決定)

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



#### 自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化! 道路交通法第63条の11一部改正 (令和5年4月1日施行)

これまで児童又は幼児（13歳未満）について保護者が自転車の乗車用ヘルメットを着用させることが努力義務となっていました。今回の改正により、全ての自転車利用者について、乗車用ヘルメット着用努力義務が課せられることになりました。



# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、令和4年11月に改定された自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

## 警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

## 教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会  
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課  
電話045(671)2323

# 令和5年度 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

## 目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

- 1 令和5年5月11日（木）～5月20日（土）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日（土）



## スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから

## 重 点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和4年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	前年比		前年比		件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	669	94	4	3	46	2	201	18	223	37	206	29	1	-3
神奈川区	363	-113	3	0	11	-20	130	-24	75	-24	114	-47	1	-3
西区	255	18	3	3	8	-2	78	1	54	15	73	5	1	1
中区	384	-57	1	-3	18	-7	147	16	91	-11	105	-15	5	1
南区	328	-33	2	2	16	-8	115	-25	81	-25	129	9	3	1
港南区	477	44	2	1	47	14	168	3	102	17	153	24	2	0
保土ヶ谷区	454	0	0	-3	25	4	133	-45	77	8	194	36	2	1
旭区	528	9	2	1	25	-8	185	22	91	2	193	1	7	5
磯子区	311	-56	1	-2	30	1	101	-31	72	-18	107	-36	1	-3
金沢区	506	-57	2	1	31	-22	173	-18	154	14	163	-45	2	2
港北区	512	-6	2	1	25	-18	141	-2	137	14	152	-8	2	-2
緑区	371	-20	5	3	28	-13	119	-12	74	-8	104	5	4	0
青葉区	543	-70	1	-2	42	4	186	-18	110	-10	150	-9	2	-1
都筑区	438	-15	4	1	41	10	132	-4	100	-3	118	-4	3	3
戸塚区	514	-126	4	-2	34	0	145	-42	88	-19	189	-49	1	-1
栄区	193	-9	0	0	10	-2	75	-11	35	2	63	-20	0	0
泉区	272	7	0	-2	23	2	106	15	65	7	87	-3	0	0
瀬谷区	374	-1	2	0	25	-3	136	7	105	-5	117	6	3	0
横浜市内	7,492	-391	38	2	485	-66	2,471	-150	1,734	-7	2,417	-121	40	1



横浜市交通安全対策協議会

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 5月20日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

\*\*\*交通事故死ゼロを目指す日\*\*\*

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は5月20日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(5月20日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

## 警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

## 教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323



区連会 4月定例会資料  
令和5年4月20日  
区連会事務局

自治会町内会長 各位

栄区連合町内会事務局長  
(栄区地域振興課長)

## 令和5年度自治会町内会ガイドブックの配布について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、自治会町内会活動を支援させていただくため、「令和5年度自治会町内会ガイドブック」を作成いたしましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

### 1 配布物

令和5年度自治会町内会ガイドブック 1部

※追加での配布を希望する場合には、担当までご連絡ください。

※本ガイドブックは栄区連合町内会ホームページに掲載しております。

◆栄区連合町内会ホームページ <https://www.sakae-kurenkai.net/>



担当 栄区連合町内会事務局（栄区地域振興課内）

野本、三國

電話 894-8391 FAX894-3099

Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp

## 令和4年度 栄区の家ごみ収集量の実績(速報値)について

区民の皆様には、日頃から、ごみの分別や減量にご協力いただき、ありがとうございます。

栄区の令和4年度の家ごみ収集量は、いずれも前年に比べ減少しています。

燃やすごみは、220トン、率にして1.2%減少、缶・びん・ペットボトルは、42トン、率にして2.4%減少、プラスチック製容器包装は、56トン、率にして3.0%減少しました。

これからの季節は、庭の剪定枝や雑草などが、燃やすごみとして多く出されます。集積場所にはすぐに出さずに、2～3日置いていただくと、自然乾燥して水分が減少します。

今後も引き続き、分別の徹底と水切りにご協力をよろしくお願いいたします。

## 【栄区】令和4年4月1日～令和5年3月31日の家ごみ収集量

## 1 燃やすごみ

【単位:t】

	令和4年度	令和3年度	増減	
			量	比
栄区	17,983	18,204	▲ 220	▲1.2%
18区合計	534,545	547,065	▲ 12,520	▲2.3%

## 2 缶・びん・ペットボトル

【単位:t】

	令和4年度	令和3年度	増減	
			量	比
栄区	1,694	1,736	▲ 42	▲2.4%
18区合計	54,897	56,992	▲ 2,096	▲3.7%

## 3 プラスチック製容器包装

【単位:t】

	令和4年度	令和3年度	増減	
			量	比
栄区	1,770	1,825	▲ 56	▲3.0%
18区合計	52,107	53,984	▲ 1,877	▲3.5%

## 令和 4 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

### 1 家庭ごみ収集量

家庭ごみ収集量		【単位：トン】	
	燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 4 年度	534, 545	54, 897	52, 107
令和 3 年度	547, 065	56, 992	53, 984
増減	▲12, 520 (▲2. 3%)	▲2, 096 (▲3. 7%)	▲1, 877 (▲3. 5%)

### 2 令和 5 年度に向けて

ごみ処理は市民生活に必要不可欠な業務であり、決して止めることはできません。今後も引き続き、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、しっかりとごみ処理を継続してまいります。

また、現在、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて検討を進めているところです。今後、内容がまとまりましたら、市民の皆様にご説明させていただきます。

担 当：資源循環局政策調整課  
電 話：6 7 1 - 2 5 0 3  
F A X：5 5 0 - 4 2 3 9  
Eメール：sj-seisaku@city.yokohama.jp

## 令和5年度 各地区連合町内会長の兼務する各種団体の委員等

各種団体名	役職名	就任者 (敬称略)
栄区社会福祉協議会	理事	田中
	評議員	横川・山田
神奈川県共同募金会 栄区支会	支会長	細田
	副支会長	山田・指田
	委員	田中・芦川 横川・黒木
栄区社会福祉協議会 さかえふれあい助成金 配分審査会	委員	細田・芦川
日本赤十字神奈川県支部 横浜市地区本部 栄区地区委員会	副委員長	田中
	監事	黒木・芦川
	委員	細田・山田 横川・指田
栄区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会	委員	横川
栄区更生保護協会	副会長	細田
	監事	黒木
栄区明るい選挙 推進協議会	副会長	芦川
	委員	黒木
栄区地域と学校の協働事業推進協議会	会長	指田
	委員	山田
栄防犯協会	会長	横川
	副会長	指田
NPO法人さかえ区民活動支援協会	理事	田中
栄交通安全協会	理事	指田
読書活動推進連絡会議	委員	横川

各地区連合町内会長

栄区連合町内会事務局長  
(栄区地域振興課長)

## 新任自治会町内会長、同副会長研修会の出前講座形式での実施について（依頼）

日頃より地域活動の推進を通じ、地域の活性化や区民の皆様の生活の向上に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、例年、新任の自治会町内会長及び副会長を対象に研修会を開催しておりますが、令和5年度につきましては、昨年度と同様に、区の職員が地域に伺い、自治会町内会における活動の意義や各種申請のポイントをお伝えする形式で開催いたしますので、次のご案内いたします。

### 1 研修内容

#### (1) テーマ

ア 自治会町内会における活動の意義

イ 区役所地域振興課への各種申請のポイント

※上記アまたはイ、もしくは両方のいずれか等、ご要望に応じて対応します。

#### (2) 受講対象者

自治会町内会の会長等に新たに着任された方

#### (3) 所要時間

最大1時間程度

### 2 実施期間

令和5年5月8日（月）～ 令和5年5月31日（水）

### 3 申込方法

- ・原則として、地区連合町内会でとりまとめて申請くださいますようお願いいたします。
- ・開催を希望される日の概ね1週間前までに、E-mail、郵送、FAXのいずれかの方法で下記担当へ別添「申請書」により申し込みください。
- ・お手数をおかけしますが、会場は各地区連合町内会でご用意いただくよう、お願いいたします。

【担当】 栄区地域振興課地域活動係

野本、三國

住所：〒247-0005 横浜市栄区桂町 303-19

E-mail：[sa-chishin@city.yokohama.jp](mailto:sa-chishin@city.yokohama.jp)

電話：045-894-8391 FAX：045-894-3099

# 新任自治会町内会長、同副会長研修会 出前講座 申請書

開催を希望される日の概ね1週間前までに、E-mail、郵送、FAX のいずれかの方法で申請書をご提出ください。

【実施期間】 令和5年5月8日（月）～ 令和5年5月31日（水）

申込者	地区連合町内会名	
	担当者氏名	
講座希望 日時 <small>地区でとりまとめた希望 開催日程の記載を お願いします。</small>	第1希望：令和5年 月 日（ ） 時 分～ 時 分	
	第2希望：令和5年 月 日（ ） 時 分～ 時 分	
	第3希望：令和5年 月 日（ ） 時 分～ 時 分	
開催場所（住所）		
希望する 講座内容	該当する内容にチェックをお願いします。 <input type="checkbox"/> 自治会町内会における活動の意義 <input type="checkbox"/> 区役所地域振興課への各種申請のポイント	
参加人数	名	

- ※1 E-Mailでお申し込みされる場合は、件名を「自治会町内会長研修会申し込み」とし、メール本文に上記内容をご記入ください。
- ※2 実施期間内での開催が難しい場合は、下記担当へご相談ください。
- ※3 地区連合単位での開催日に参加できない自治会町内会につきましては、下記担当へご相談ください。

【提出先】 栄区地域振興課地域活動係 野本、三國あて  
住 所：〒247-0005 横浜市栄区桂町 303-19  
E-mail：[sa-chishin@city.yokohama.jp](mailto:sa-chishin@city.yokohama.jp)  
電 話：045-894-8391 F A X：045-894-3099

## 令和4年度 栄区連合町内会 事業報告書（案）

項 目	実施内容
1 定例会議	<p>○栄区連合町内会定例会（区連会） 年10回開催 （原則13時30分～15時00分開催）（8月及び12月は休会） 令和4年4月20日（水）、5月20日（金）、6月20日（月）、7月20日（水）、 9月20日（火）※台風第14号の影響により書面開催 10月20日（木）、11月21日（月）、 令和5年1月20日（金）、2月20日（月）、3月20日（月）</p>
2 研修会	<p>○新任自治会町内会長、同副会長研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月中</li> <li>・各地区連合単位で出前講座方式による実施</li> <li>・主な対象者：令和4年度から新たに自治会町内会長または副会長になられた方、令和2・3年度に自治会・町内会長または副会長になられ、研修会の受講を希望される方</li> </ul> <p>○各種団体合同研修会【新型コロナウイルス感染状況を考慮し中止】</p>
3 新年懇談会	<p>○新年懇談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年1月20日（金）（会費制）</li> </ul> <p>【新型コロナウイルス感染状況を考慮し中止】</p>
4 加入・活性化促進事業	<p>○栄区民まつりでのPR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年11月5日（土）</li> </ul> <p>○区内イベントへの協賛</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年11月5日（土）栄区民まつり</li> <li>・令和5年1月初旬 栄区民ロードレース大会</li> <li>・令和5年3月中旬 栄区中学校対校駅伝大会（※）</li> <li>・令和5年3月中旬 SAKAE ヤングフェスティバル（※）</li> </ul> <p>※中学校対校駅伝及び SAKAE ヤングフェスティバルの協賛金については、令和元年度分の繰越</p> <p>○加入促進啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター掲出 令和5年2月13日～令和5年3月26日 JR 大船駅構内にて掲出</li> <li>・動画放映 令和5年3月1日～令和5年3月31日 区役所本館1階入口及び戸籍課待合室のサイネージにて放映</li> </ul> <p>○栄区連合町内会ホームページの運用</p> <p>○加入受付・取次ぎ、転入者へのパンフレット配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通年</li> </ul>
5 諸支出金	<p>○横浜市社会福祉協議会会費</p>

# 令和4年度 栄区連合町内会 収 支 決 算 書

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

収入合計額    2,007,090 円  
支出合計額    1,679,966 円  
-----  
差引残高       327,124 円

(市への返還金 327,124円)

## 1 収入の部

項 目	予算額	決算額	差額	説 明
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	
(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	
(2)加入・活性化 促進事業費	900,000	900,000	0	
2 雑収入	10	451	441	利息、過払い金
4 繰越金	6,639	6,639	0	市への返還金(令和3年度分)
<b>合 計</b>	<b>2,006,649</b>	<b>2,007,090</b>	<b>441</b>	

## 2 支出の部

※加入・活性化促進事業費分

項 目	予算額	決算額	差額	説 明
1 会議費	43,200	38,520	4,680	
(1)会議費	43,200	38,520	4,680	定例会書面開催に伴うお茶代の減
2 事務費	116,000	100,210	15,790	
(1)消耗品費	50,000	100,210	△ 50,210	
(2)通信費	62,000	0	62,000	
(3)使用料	4,000	0	4,000	
3 人件費	620,000	538,862	81,138	
(1)アルバイト費	620,000	538,862	81,138	定例会開催回数減少に伴う事務減少による
4 事業費	1,220,810	995,735	225,075	
(1)事業費	1,210,658	979,580	231,078	・新任自治会町内会長等研修会(ガイドブック)            0 ※各種団体合同研修会【中止】                            0 ※区民まつり広告協賛                                        50,000 ※ロードレース広告協賛                                       30,000 ※ヤングフェスティバル広告協賛【令和元年度協賛済】       0 ※中学校対校駅伝大会広告協賛【令和元年度協賛済】       0 ※加入促進啓発物品作成(マップ・駅広告)                809,820 ※ホームページ運用経費                                       89,760
(2)諸支出金	10,152	16,155	△ 6,003	負担金等
5 戻出	6,639	6,639	0	
(1)戻出	6,639	6,639	0	市への返還金(令和3年度分)
6 予備費	0	0	0	
(1)予備費	0	0	0	
<b>合 計</b>	<b>2,006,649</b>	<b>1,679,966</b>	<b>326,683</b>	



令和4年度 栄区連合町内会  
収 支 決 算 書 【その他事業分】

自 令和4年4月 1日  
至 令和5年3月31日

収入合計額 148,205 円  
支出合計額 0 円  
差引残高 148,205 円

1 収入の部

項 目	予算額	決算	差額	説 明
1 会費	84,000	84,000	0	12千円×7人
2 負担金	302,000	0	302,000	各種団体合同研修会中止による
3 繰越金	64,205	64,205	0	
4 雑収入	1	0	1	利息
合 計	450,206	148,205	302,001	

2 支出の部

項 目	予算額	決算	差額	説 明
1 事業費	386,000	0	386,000	
(1)懇談会費	70,000	0	70,000	5月、1月(予定)
(2)慶弔費	14,000	0	14,000	
(3)その他	302,000	0	302,000	各種団体合同研修会中止のため
2 事務費	22,000	0	22,000	
(1)事務費	22,000	0	22,000	
3 予備費	42,206	0	42,206	
(1)予備費	42,206	0	42,206	
合 計	450,206	0	450,206	

## 令和5年度 栄区連合町内会 事業計画書（案）

項 目	実施内容
1 定例会議	<p>○栄区連合町内会定例会（区連会） 年10回開催 （原則13時30分～15時00分開催）（8月及び12月は休会） 令和5年4月20日（木）、5月22日（月）、6月20日（火）、7月20日（木）、 9月20日（水）、10月20日（金）、11月20日（月）、 令和6年1月22日（月）、2月20日（火）、3月21日（木）</p>
2 研修会	<p>○新任自治会町内会長、同副会長研修会 ・5月中 ・各地区連合単位で出前講座方式による実施 ・主な対象者：令和5年度新任自治会町内会長または副会長</p> <p>○各種団体合同研修会</p>
3 新年懇談会	<p>○新年懇談会の開催 ・令和6年1月22日（月）（会費制）</p>
4 加入・ 活性化 促進事業	<p>○栄区民まつりでのPR ・令和5年11月4日（土）</p> <p>○区内イベントへの協賛（令和5年4月20日現在の予定） ・令和5年11月4日（土） 栄区民まつり ・令和6年1月初旬 栄区民ロードレース大会 ・令和6年3月中旬 栄区中学校対校駅伝大会 ・令和6年3月中旬 SAKAE ヤングフェスティバル</p> <p>○加入促進啓発 ・動画放映 令和5年4月1日～令和5年4月28日 区役所本館1階入口及び戸籍課待合室のサイネージにて放映</p> <p>○栄区連合町内会ホームページの運用</p> <p>○加入受付・取次ぎ、転入者へのパンフレット配布 ・通年</p>
5 諸支出金	<p>○横浜市社会福祉協議会会費</p>

# 令和5年度 栄区連合町内会 収 支 予 算 書 【補助金事業分】

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

収入合計額	2,000,011 円
支出合計額	2,000,011 円
差引残高	0 円

## 1 収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説 明
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000	
(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000	
(2)加入・活性化促進事業費	900,000	900,000	0	900,000	
2 雑収入	11	10	1	11	利息
4 繰越金	0	6,639	△ 6,639	0	市への返還金(令和4年度分)
<b>合 計</b>	<b>2,000,011</b>	<b>2,006,649</b>	<b>△ 6,638</b>	<b>2,000,011</b>	

## 2 支出の部

※加入・活性化促進事業費分

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説 明
1 会議費	43,200	43,200	0	38,520	
(1)会議費	43,200	43,200	0	38,520	定例会お茶代
2 事務費	116,000	116,000	0	100,210	
(1)消耗品費	80,000	50,000	30,000	100,210	事務用品等の購入
(2)通信費	32,000	62,000	△ 30,000	0	
(3)使用料	4,000	4,000	0	0	
3 人件費	752,000	620,000	132,000	538,422	
(1)アルバイト費	752,000	620,000	132,000	538,422	定例会事務、自治会・町内会からの相談対応等 区連会ホームページ更新業務によるアルバイト費の増額
4 事業費	1,088,811	1,220,810	△ 131,999	995,735	
(1)事業費	1,078,659	1,210,658	△ 131,999	979,580	※研修会費 33,659 ※イベント広告協賛 145,000 ※加入促進リーフレット・物品作成 800,000 ※ホームページ運用経費 100,000
(2)諸支出金	10,152	10,152	0	16,155	負担金等
5 戻出	0	6,639	△ 6,639	6,639	
(1)戻出	0	6,639	△ 6,639	6,639	市への返還金(令和4年度分)
6 予備費		0	0	0	
(1)予備費	0	0	0	0	
<b>合 計</b>	<b>2,000,011</b>	<b>2,006,649</b>	<b>△ 6,638</b>	<b>1,679,526</b>	

# 令和5年度 栄区連合町内会 収 支 予 算 書 【その他事業分】

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

収入合計額	534,206 円
支出合計額	534,206 円
差引残高	0 円

## 1 収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説 明
1 会費	84,000	84,000	0	84,000	12千円×7人
2 負担金	302,000	302,000	0	0	各種団体合同研修会
3 繰越金	148,205	64,205	84,000	64,205	
4 雑収入	1	0	1	1	利息
<b>合 計</b>	<b>534,206</b>	<b>450,205</b>	<b>84,001</b>	<b>148,206</b>	

## 2 支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説 明
1 事業費	386,000	386,000	0	0	
(1)懇談会費	70,000	70,000	0	0	5月、1月(予定)
(2)慶弔費	14,000	14,000	0	0	
(3)その他	302,000	302,000	0	0	各種団体合同研修会
2 事務費	22,000	22,000	0	0	
(1)事務費	22,000	22,000	0	0	郵券、封筒等
3 予備費	126,206	42,206	84,000	0	
(1)予備費	126,206	42,206	84,000	0	
<b>合 計</b>	<b>534,206</b>	<b>450,206</b>	<b>84,000</b>	<b>0</b>	

区連会 4 月定例会資料  
令和 5 年 4 月 20 日  
区連会事務局

## 令和 4 年度栄区連合町内会後援・協賛行事について（報告）

令和 4 年度に栄区連合町内会が後援・協賛した行事について報告します。

### 【後援】

※全て栄区役所も後援をしている行事です。

団体名	行事名	開催日	場所
栄フィルハーモニー交響楽団	栄フィルハーモニー交響楽団ファミリープチコンサート	令和 4 年 6 月 19 日（日）	あーすぷらざプラザホール
社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会	第 3 回栄区フードパントリー	令和 4 年 7 月 30 日（土）	ピアハッピー栄
栄区文化協会	栄区民芸術祭 2022	令和 4 年 10 月 18 日（火）～ 令和 4 年 11 月 20 日（日）	栄区民文化センターリリス、かながわプラザ
栄フィルハーモニー交響楽団	栄フィルハーモニー交響楽団 第 66 回定期演奏会	令和 4 年 11 月 6 日（日）	鎌倉芸術館 大ホール
社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会	第 4 回栄区フードパントリー	令和 4 年 12 月 3 日（土）	ピアハッピー栄
栄区三曲協会	第 36 回栄区三曲協会演奏会	令和 4 年 12 月 4 日（日）	栄区民文化センターリリス
栄区子ども会連絡協議会	第 33 回「栄区子ども会書道展」	令和 5 年 2 月 11 日（土）～ 2 月 12 日（日）	栄区社会福祉協議会内
栄区文化協会	さかえ春の文化祭	令和 5 年 2 月 16 日（木）～ 令和 5 年 3 月 12 日（日）	栄区民文化センターリリス
栄フィルハーモニー交響楽団	栄フィルハーモニー交響楽団 第 67 回定期演奏会	令和 5 年 3 月 19 日（日）	鎌倉芸術館 大ホール
栄区舞踊協会	第 38 回 舞踊の会	令和 5 年 3 月 25 日（土）	栄公会堂

裏面あり

【協賛】

団体名	行事名	開催日	内容
栄区民まつり実行委員会	第 23 回栄区民まつり	令和 4 年 11 月 5 日 (土)	協賛金 50,000 円
栄区民ロードレース大会	第 33 回栄区民ロードレース大会	令和 5 年 1 月 14 日 (土)	協賛金 30,000 円
SAKAE ヤングフェスティバル実行委員会	SAKAE ヤングフェスティバル	令和 5 年 3 月 19 日 (日)	協賛金 15,000 円 ※令和元年度は協賛金支出後に新型コロナウイルスで中止となり、協賛金を繰り越したため、令和 4 年度は支出なし
栄区中学校対抗駅伝大会実行委員会	栄区中学校対抗駅伝大会	令和 5 年 3 月 19 日 (日)	協賛金 50,000 円 ※令和元年度は協賛金支出後に新型コロナウイルスで中止となり、協賛金を繰り越したため、令和 4 年度は支出なし

担当 栄区連合町内会事務局 (栄区地域振興課内)  
野本、三國  
電話 894-8391 FAX894-3099  
Eメール sa-chikatsu@city.yokohama.jp